

行政常任委員会

令和 5 年 9 月 1 4 日（木）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 おはようございます。それでは、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員、出産のため、中里沙也加委員でございます。

本日から 2 5 日までの 7 日間を決算も含めて常任委員会をする予定でありますので、皆さん、お疲れだと思いますけれども、よろしく御協力、御審査のほうをお願い申し上げます。

まず、初めに、市長から御挨拶をいただきたいと思います。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様におかれましては、本日より行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第 3 9 号、尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、議案第 5 0 号、令和 4 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてまでの決算関係 5 議案を含む、合計 1 2 議案でございます。

それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。ありがとうございます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、今日と明日は、一応、補正予算の審査を行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、財政課所管の議案第 4 2 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について、所管の説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、議案第 4 2 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について、補正予算書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

まず、補正予算書の 1 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予

算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,901万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ110億2,054万6,000円とするものでございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

歳入でございます。

9款1項1目地方特例交付金194万3,000円の増額は、交付額の確定によるものでございます。

続きまして、10款1項1目地方交付税2億269万1,000円の増額は、普通交付税の交付額確定によるものでございます。普通交付税につきましては、当初、単位費用や補正係数の減少等を見込み、前年度比約1億2,900万円の減額で予算計上しておりましたけれども、今回の算定におきましては、一部の項目で単位費用が上昇したこと、また、臨時財政対策債振替額が減少したこと等により前年度比約7,300万円の増額となったことによるものでございます。

続きまして、14、15ページを御覧ください。

中段にあります17款寄附金、1項寄附金、3目一般寄附金3,000円の増額は、市内の1名の方から御寄附をいただいたものでございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、7目みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金180万6,000円の増額は、中村山公園立木伐採業務等に対して繰り入れるものでございます。

次に、2項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業会計繰入金120万9,000円及び2目後期高齢者医療事業会計繰入金29万2,000円は、いずれも令和4年度決算における繰り出し対象経費の精算によるものでございます。

続きまして、16、17ページを御覧ください。

21款市債、1項市債、2目衛生債90万円の増額は、過疎債ソフト分の追加配分に伴う救急医療体制強化事業債の増額でございます。

次に、4目土木債につきましては、事業費の組替えにより橋梁整備事業債を650万円減額し、道路整備事業債を650万円増額するものでございます。

次に、6目教育債4,100万円の増額は、国市浜公園野球場造成工事に対する多目的スポーツフィールド整備事業債の追加でございます。

次に、7目臨時財政対策債900万円の減額は、借入額の確定によるものでございます。

続きまして、18、19ページを御覧ください。

歳出でございます。

このうち、2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費4億8,200万3,000円の増額は、基金積立金で、今回の補正に伴う財政調整基金積立金4億6,913万1,000円の増額のほか、前年度の基金充当事業の精算に伴う積み戻し等でございます。

ここで、委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正を踏まえた基金残高でございます。

財政調整基金につきましては4億6,913万1,000円を積み立てることにより、補正後の残高は22億2,110万7,000円。以下、記載のとおりでございます。基金合計は31億331万5,000円となる見込みでございます。

予算書にお戻りをいただきまして、28、29ページを御覧ください。

11款公債費、1項公債費、1目元金20万8,000円の増額及び2目利子53万1,000円の減額は、令和4年度の市債借入額及び利率の確定等に伴う増減でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

第2表地方債補正でございます。追加1件、変更4件でございます。内容につきましては歳入で説明させていただいたとおりでございます。

以上で財政課に係る補正予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○南委員長 ありがとう。

財政課の説明は以上でございます。

質疑のある方。

○濱中委員 1点だけ。恐らく簡単な話やと思うんですけども、17ページの市債の部分で橋梁整備事業債と道路整備事業債、名目が変わって、その条件的に変わる部分というのはあるんですか。例えば、交付措置とかそういうその辺りで。

○岩本財政課長 これ、同じ国の補助事業の中でやる事業でございます。その中で総額は変更はないんですけども、事業の振り分けが道路から橋梁のほうへ振り替わったということで、起債のほうについても、その分、振替を行ったということでございます。

○南委員長 よろしいですか。

○小川委員 同じく16ページなんですけど、市債のところの教育債4,100万とありますけど、これって、5市町で負担してくれるんですよね。じゃなかったですか。

○岩本財政課長 5市町でどこまで負担をしていただくかということについては、今、多分、協議をされている途中だと認識をしておりますけれども、これも負担の対象にはなると考えております。

○南委員長 他にございませんか。

○中村委員 協議中ということは、また変わるということですか。

○下村副市長 額の確定です、協議は。額の確定を協議しておるということですか。

○中村委員 額の確定って、総額は決まっていますよね。その中のこの野球場の基礎部分についての額を、また確定するんですか。

○下村副市長 野球場、建屋もありますので、全て完成してから、補助金が幾らか入った残額をとということで、その後、額の確定を行うということでございます。ですから、この造成費に係る費用についても、5市町の負担の対象となるわけでございます。

○南委員長 よろしいですか。

じゃ、他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、次に、財政課所管の中央駐車場の件について報告をお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、中央駐車場の貸付けの件について御報告をさせていただきます。

この中央駐車場につきましては、これまで売却に向けて取り組んでまいりましたが、結果的に売却には至らず、御承知のとおり昨年度取壊しを行ったところでございます。

また、取壊しを行った以降につきましても、売却希望や問合せ等も現在のところございません。

このような状況の中、この土地の有効活用を図るため、本年10月1日から、以前よりお話をいただいております社会福祉協議会へ駐車場として貸付けを行いたいと考えておりますので、今回、御報告をさせていただいた次第でございます。

なお、貸付けを行う条件といたしまして、除草、清掃等は借主のほうで行っていただくということ、また、福祉保健センターで行事やイベント等がある場合には、駐車場の一部をその参加者が利用していただけるように可能な限り配慮していただくことなど、何点か条件をつけて貸付けをさせていただきたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

- 南委員長　　ただいまの報告について。
- 濱中委員　　砂利のままになっておると思うんですけども、この後、その舗装や何かということに関しては、計画的にはありますか。
- 岩本財政課長　　特に、今のところ、舗装等は考えておりません。社協に対しても現況のまま貸付けを行いたいというふうに考えております。
- 仲委員　　社協さんに今の利活用ということで空き地を貸すというのは大いに賛成なんですけど、この広さで行くと、車両が何台ぐらい駐車できる感じですか。
- 岩本財政課長　　こちらの想定ですけども、30台前後は駐められるんじゃないかと考えております。
- 仲委員　　社協さんも事業の関係で車が多いということで、今、あちこちで借り上げしておると思うんですけど、先ほど、イベントがあった場合の社協の立ち位置では、市民の方にも駐車できるようにということで話があったんですけど、平時、例えば、数台、市民の方にも社協へ行かれる、社協に用事がある方のスペースの確保は、社協さんは考えていないのでしょうか。
- 岩本財政課長　　まだそこまでの話は社協さんとはしていないんですけど、平時空けたままにしておく、恐らく違法駐車等も考えられるんじゃないかということは懸念はしていて、結果的に、今、お話ししたようにイベントのあるときだけという話だけで、今のところ進んでおります。
- 南委員長　　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 南委員長　　それでは、ないようですので、財政課の審査を終了いたします。ありがとうございます。

次に、総務課に入ってください。

それでは、総務課の付託案件の議案第42号の説明をお願いいたします。

- 森本総務課長　　総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第42号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち、総務課に関する補正予算の説明をさせていただきます。

一般会計補正予算書の18ページ、19ページのほうをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、14節工事請負費127万8,000円で、こちらは、庁舎内1階の福祉保健課内に備え付けられています空調設備が故障したため、新たに空調設備を取り替えるための工事請負費でございます。

続きまして、22ページ、23ページのほうをお願いします。

5 款農林水産業費、2 項林業費、1 目林業総務費、5 節災害補償費 5 万 6,000 円は、水産農林課内所属のパートタイムの会計年度職員 1 名が帰宅途中におきまして坂道のほうでちょっと自転車で転倒いたしまして負傷したことで通勤災害の認定がなされたことから、尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づきまして療養補償するために計上したものでございます。

総務課に関する説明は以上でございます。

○南委員長 総務課所管の説明は以上でございます。

御質疑のある方。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、総務課所管の審査を終了いたします。ありがとうございました。

続きまして、政策調整課のほうに入ってください。

それでは、政策調整課の議案第 4 2 号の所管の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 4 2 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決についてのうち、当課に係る分につきまして説明いたします。

歳入につきまして、補正予算書 1 4、1 5 ページを御覧ください。お願いいたします。

1 5 款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金、4 節統計調査費委託金の 1 万 8,000 円の増額は、そこに記載がございますように各種指定統計交付金の増減によるものでございます。

続いて、歳出について説明いたします。

補正予算書 1 8 ページ、1 9 ページを御覧ください。通知いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 2 節委託料及び 1 3 節使用料及び賃借料合計 5 3 5 万 5,000 円の減額は、情報化推進事業における不用額等の減額でございます。

次に、5 項統計調査費、2 目指定統計調査費、1 0 節需用費 1 万 8,000 円の増額は、指定統計調査事業に係る消耗品費の増額でございます。

以上で、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○南委員長 政策調整課の所管の説明は以上でございます。

御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、それでは、報告事項として尾鷲三田工事所棧橋設備撤去工事の概要についての説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長　　委員会資料、通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、尾鷲三田工事所棧橋設備撤去工事の概要について報告をさせていただきます。

お手元にございますように、工期は令和5年7月24日から令和7年9月30日までとなっており、現在、事務所設置や陸上作業場の準備を進め、10月から深淺測量、撤去構造物及び海底現状調査を実施し、本格的な解体工事は11月下旬頃から開始されると聞いております。

また、鋼管杭撤去の施工方法といたしましては、引き抜くと切断の二通りの方法がございましたが、鋼管杭を引き抜いた場合、海底の土砂を巻き上げることで海洋汚濁や魚の白点病発生の懸念があり、中部電力尾鷲三田工事所として漁業者を対象とした説明会を開催したほか、三重外湾漁業協同組合紀州地区尾鷲事業所が窓口となり漁業者から切断による撤去方法を要望を受けたことから、最終的に中部電力として、海底面から1メートル上で切断する判断に至ったとのこととございます。

しかしながら、海中には海底面から1メートルの残置物があることから、引き続き、中部電力は同海域を占有し、県に対しても占有料を納付するとともに、船舶航行の際の安全対策を講ずるとのこととあります。

撤去工事期間中は、安全対策のため監視船を出すほか、汚濁防止フェンスの取付け、また、陸上における海上工作物の解体作業においては防音シートを設置するなど、近隣住民への騒音対策を実施するとのこととあります。

また、小割解体後は陸送運搬をすることとなっており、最大ピーク時の車両台数は1日50台とのこととあります。

報告は以上のとおりでございます。

○南委員長　　棧橋撤去の報告は以上でございます。

これについて御質疑のある方。

○小川委員　　この写真の1ページ目の一番下に黄色い枠がありますよね、海上作業場イメージというの。そこの一番端っこのところに避難用、避難というか船あるんですけど……。

- 南委員長 救助艇。
- 小川委員 救助艇というか、この津波が来ても中で待機できる船。
- 南委員長 避難艇な。
- 小川委員 これ、何かもう要らないので撤去するようなこと、廃棄することを聞いたんです。これ、もらうとかそういう予定はないんですか。もしも造れば、2,000万、3,000万もすると思うのですが、もし頂けるのなら、何か頂けるような話も聞いたんですけど、いかがなのでしょう。
- 濱田政策調整課調整監 中部電力から避難艇を活用できるのであれば、ちょうど撤去工事中なので近くまで運搬していただけるという話がありますので、もらうことも前提としながら、一応協議をさせてほしいというお話は先日もさせていただいております。当然、津波浸水域ですので、利用できるものは、当然、上の避難艇もそうですし、下の土台も、できれば、今、置いてある土台も一緒に持ってきていただけませんか、この前、お話ししました。具体的な交渉とか今後の維持管理も含めてどうなるかは、まだ今後の協議となっておりますけれども、一応もらう前提というか、もらいたいと、尾鷲市として、ちょっともらうような方向でも検討させてくれということでしております。まだ庁内でもそこまできちんと議論はできておりませんので、協議事項として置いております。
- 小川委員 その運搬するときの、多分、中川のところまで引っ張って、何かに積んで持ってくると思うんですけど、その後の運搬費用とかも、これから協議することですか。
- 濱田政策調整課調整監 今回、栈橋撤去の工事の概要が初めて最終的に示されましたので、その辺も含めて、どのぐらいの経費がかかるのかも含めて、中部電力と協議が必要かなと考えております。
- 西川委員 僕、当初、これ、バイブルで全体的に引き抜くというふうに聞いておったんですけど。それで、多分、普通の人は潜ったことはないでしょうけど、僕、この栈橋、ドルフィンのところでも素潜りで潜れますよ、今。以前は、海底から1メートルで切断するって言っていましたよね。以前、もっと、その下に、大きなグリ石というトンぐりが、そのくいの周りにおいて、今、そのグリも見えないぐらい土砂で埋まっておるんですよ。これ、海底から1メートルで切断ってなると、もし、今度、港湾で大型製材の船が着くときに、しゅんせつってなると、それ、障害にならないんですか。これ、大丈夫なんですか。
- 三鬼政策調整課長 先日、御説明を受けたときに、そういうことも含めて、占

用許可を中部電力が県に出し続けて管理をし続ける前提ですので、例えば、そういうことも含めて、必要があれば協議に応じるということでお答えをいただいております。

○西川委員 いや、結構、浅くなっていますよ、これ。昔は台形の石で囲われておったんですよ、くいが。それが、今、全部フラットに。1回、潜ってみてください、ぜひ。びっくりするぐらい浅くなっていますから。ただ、それだけちょっと心配したもので。

○南委員長 答弁はないですか、答弁。

○三鬼政策調整課長 今回、栈橋の設置場所と、そうやって委員御指摘されるしゅんせつが必要かどうかも含めて、今後、尾鷲建設事務所へ、この港湾についてはまだ先にいろんな議論があると思いますので、それは中部電力も交えて対応を協議したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、1点だけ。この栈橋撤去に当たっての騒音対策は、やはりかなり漁業関係者との協議は当然なんですけれども、例えば向井地区、大曾根地区、矢浜地区なんか、もうかなりのはつりするとき、騒音が発生すると思うんですけど、そこら辺の話合いは、どうされていますか。

○三鬼政策調整課長 確かに、さきの解体業務作業中も、近隣住民の方からのお声もあって、防音シートを設置したり最大限の努力をさせていただいておると聞いておりますが、今回も、以前のように土中のコンクリート等を破壊するよりかは陸上に上げたものを破壊するので音は小さいと思われますという説明なんですけど、それでも万全を期して防音シートを設置して、風による音の流れも含めて、近隣住民の方に御迷惑がかからないようにということで防音シートを設置するように聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○南委員長 特に、騒音対策については、企業側のほうに万全を期するように強くお願いをいたしたいと思います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 では、政策調整課の審査を終わります。ありがとうございました。

続いて、会計課に入ってください。

それでは、会計課所管の議案第42号の説明をお願いいたします。

○野地会計管理者兼課長 会計課です。よろしくお願いいたします。

議案第42号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち、当課は歳入のみの補正予算となります。

補正予算書の14、15ページを御覧ください。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正前の額1,000円。今回の補正額を3億1,196万2,000円とし、計3億1,196万3,000円とするものであります。

決算書の243ページを御覧ください。

一般会計の実質収支に関する調書の区分5に記載の実質収支額3億1,196万3,481円を前年度繰越金として補正するものであります。

説明は以上であります。御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○南委員長 会計課の説明は以上でございます。

御質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 よろしいですか。

会計課の補正審査を終わります。ありがとうございます。

続いて、市民サービス課のほうに入ってください。

市民サービス課のほうは3議案あるんですけども、議案第42号と議案第43号、国民健康保険の補正、あるいは、議案第44号、後期高齢者の保険の補正、3本併せて説明をお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長 おはようございます。市民サービス課です。よろしくお願いいたします。

改めまして、それでは、議案第42号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして、御説明申し上げます。

令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）及び予算説明書の18ページ、19ページを御覧ください。

まず、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、6目交通安全対策費は、補正額88万円を増加し433万1,000円とするものでございます。これは、8月14日から15日の台風7号によって破損したカーブミラー4基の修繕費でございます。

議案第42号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第43号、令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてにつきましては、予算書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

予算書の31ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,950万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億509万9,000円とするものでございます。

続きまして、第2項、第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

38ページ、39ページを御覧ください。

歳入でございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、補正額1,856万3,000円を追加し1,856万4,000円とするものでございます。前年度の繰越金でございます。内容の主なものは、国保税収入の収入済額が予算額を上回ったことなどによるものでございます。

7款諸収入、2項雑入、5目雑入は、補正額93万9,000円を追加するものでございます。令和5年度から実施いたします高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の事務的経費として、三重県後期高齢者医療広域連合から交付されるものでございます。今年度から実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の事業費につきましては、まだ額確定の内示が出ておりませんので、内示が出次第、また、議会のほうに上程いたします。これに合わせ、消耗品や郵送費等の事務費に振り分けたいと考えております。

続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、税務課のほうから御説明申し上げます。

- 三鬼税務課長 40ページ上段の1款1項1目国保一般管理費、12節委託料372万9,000円の増額につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、来年1月1日から出産した被保険者等に係る国民健康保険税の減額措置が実施されることになりました。今回の制度改正に伴い、来年1月からの運用開始に対応する

ためシステム改修等の準備が必要となりますので、総合住民情報システム改修業務委託料として372万9,000円を補正計上するものです。

なお、国民健康保険税条例の改正につきましては、12月定例会に改正案の上程を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

説明を市民サービス課に戻します。

○湯浅市民サービス課長　　続きまして、6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は、補正額750万1,000円を追加し750万2,000円とするものでございます。歳入歳出の差額分750万2,000円を積み立てるものでございます。

それでは、市民サービス課委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正での国保財政調整基金の積立額が750万1,000円となり、国保財政調整基金の令和5年度末残高は2億2,481万7,000円となる見込みでございます。

予算書にお戻りいただき、40ページ、41ページを御覧ください。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目保険給付費等交付金償還金は、補正額706万3,000円を追加するものでございます。概算請求でいただいている前年度の保険給付費等の精算に対して発生した普通交付金及び特別交付金の償還金でございます。

続きまして、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、補正額120万9,000円を追加し121万円とするものでございます。前年度一般会計から繰り出しのあった繰入金の精算に係る一般会計への繰出金でございます。

議案第43号についての説明は以上でございます。

○南委員長　　44号をお願いします。

○湯浅市民サービス課長　　それでは、続きまして、議案第44号、令和5年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてにつきましては、予算書に基づき御説明申し上げます。

予算書の43ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ655万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,670万5,000円とするものでございます。

続きまして、第2項、第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

50ページ、51ページを御覧ください。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、補正額655万7,000円を追加し655万8,000円とするものでございます。前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

2款広域連合負担金につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○三鬼税務課長 52ページ上段の2款1項1目広域連合負担金、18節負担金、補助及び交付金626万5,000円の増額につきましては、令和4年度現年度分の後期高齢者医療保険料のうち、出納整理期間である令和5年4月、5月に納付された保険料額に相当する後期高齢者医療広域連合への負担金につきましては、連合から市町への請求が出納閉鎖後の6月以降に行われるため、例年このような形で補正予算として計上させていただいております。今年度に入ってから保険料徴収額の確定に伴うものでございますので、御理解賜りたいと思います。

説明を市民サービス課に戻します。

○湯浅市民サービス課長 それでは、引き続き行かせていただきます。

3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、補正額29万2,000円を追加し29万3,000円とするものでございます。前年度一般会計から繰り出しのあった繰入金の精算に係る一般会計への繰出金でございます。

議案第44号についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

今の3議案の説明をいただきましたので、3議案まとめて審査に入りたいと思いますので、御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、1点だけ、税務課長。

今の42号のこのシステム改修、12月条例改正ということなんですけれども、いま一度、詳しく教えてもらえんかいね。

○三鬼税務課長 また12月のときにも詳しく御説明させていただきたいと思いますが、今回、制度改正としましては、国民健康保険税におきまして、出産予定、いわゆる産前産後の方の減額措置というものが実施されるということで、世帯に出産をする予定の国民健康保険の被保険者の方、または、出産した被保険者がいる場合には国民健康保険税は世帯主に課税されますので、こちらの所得割及び均等割が減額されるというものでございます。

対象期間としましては、出産される方の場合の、お一人の出産の場合、この方の場合ですと、出産の前の1か月及び出産後3か月か4か月が対象になります。

また、多胎妊娠の方の場合につきましては、1か月前というのが3か月前からということと、出産の月以降3か月ということで合計6か月が減額になるというふうな形で制度としては予定されております。

○南委員長 大体、当市じゃ、該当する方は、どれぐらい予測されております。

○三鬼税務課長 昨年度の出産一時金の申請数で行きますと6件というふうに国保系のほうから聞いておりますので、多くても10件までかなというふうには想定しております。

○南委員長 分かりました。

○仲委員 今、説明で出産の関係の制度改正に伴うシステム改修ということですが、これ、国保の特別会計ですものでちょっと私も分からんのですが、これ、一般財源が372万9,000円と財源のほうになっておるんですけど、一般会計で法による制度改正のシステム改修の場合は、結構、国、県の補助があるんですけど、これはないという理解でよろしいですかね。

○古戸市民サービス課主幹兼係長 この制度改正につきましては、一応、調整交付金が当たる予定ではおるんですけども、今、全国のほうで、各市町のこのシステム改修費を集めて、幾らの金額ぐらいが相当であるかということ、今、決定しておる最中ですので、額の確定ができていないものですから、取りあえず、一旦、国保会計の一般会計を充てて、後で特別調整交付金を充てる予定でございます。

○南委員長 他にございませんか。

よく分かりましたので、そこまで説明していただくとよく分かるんですけども、ありがとうございます。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、報告事項として特定空家の代執行についての報告をお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、特定空家の略式代執行につきまして御報告を申し上げたいと思います。

資料に基づき御説明申し上げます。

市民サービス課、委員会の資料の2ページを御覧ください。

昨年度、特定空家等に認定いたしましたこの物件につきましては、建物の破損が

進み倒壊の危険性が高まっており、万が一倒壊した場合、隣接する市道や住宅に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、先月の8月21日に空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき略式代執行を実施いたしました。

①の特定空家の概要といたしましては、所在地が尾鷲市中井町地内、構造等が木造瓦葺平屋建、附属建物が木造瓦葺2階建で、登記面積が216.52平米、実測面積が251.30平米、物件所有者といたしましては、所有者不存在の物件となっております。

続きまして、②の略式代執行までの経過でございますが、昨年9月1日に空き家等審議会での協議を経て、空家特措法第2条第2項に規定する特定空家等に認定しております。

本年3月31日から6月29日までの期間におきましては、空家特措法第14条第10項の規定に基づき、当該期限までに解体が行われない場合は、市長または委任者等が措置を行う旨の事前公告を実施しております。

7月20日には特定空家解体工事に関する入札を実施させていただき、落札金額が1,010万9,000円、落札率93%という入札結果となっております。

その後、7月24日から10月21日までの90日間を工期とする特定空家解体工事に関する契約を業者のほうと締結し、先月21日、8月21日には特定空家解体工事執行に係る代執行宣言を行い、現在、解体を進めているところであります。もうほぼ解体のほうにつきましては、約8割5分、9割ぐらいは進んでいるところであります。

特定空家等に係る略式代執行についての報告は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告に対して、特に質疑のある方はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、市民サービス課の審査を終了いたします。ありがとうございました。

続きまして、福祉保健課のほうに入ってくださいます。

福祉保健課の所管の説明なんですけれども、教育委員会のほうにも同席をしていただいた理由は、報告事項として南輪内保育園の現状と今後についてということで教育委員会も大きく関わってくるということなので、もう当初から入っていただきましたので、御理解をお願いいたします。

それでは、福祉保健課が4議案、条例改正3本と補正予算があるわけなんですけれども、条例のほうを3本、議案第39号、議案第40号、議案第41号を一括して説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長　福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第39号、尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、議案第41号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでを御説明いたします。

説明につきましては、子ども・子育て担当参事から御説明させていただきます。

○世古福祉保健課参事　それでは、議案第39号、尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。通知いたします。

本条例は、国における放課後児童健全育成事業の実施に係る通知の改正に伴い、本市における放課後児童支援員の安定確保に努めるため、条例附則の一部を改正するものでございます。

通知中の国要綱において、研修修了予定者を支援員に含む経過措置、いわゆるみなし支援員の取扱いについて、これまで期限が年月日で定められていたものを、年月日での区切りではなく、業務に従事してから2年以内と改められたことから、条例附則を改めるものでございます。

続きまして、議案第40号、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

本条例は、児童福祉法の規定に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い条例の一部を改正するもので、主務大臣を改めるものでございます。

続きまして、議案第41号、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い条例の一部を改正するもので、項ずれ、条ずれの解消及び主務大臣を改めるものでございます。

○山口福祉保健課長　　以上が条例の一部改正3議案の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○南委員長　　ありがとうございます。

条例の一部改正については、いずれも上位法の改正による市条例の改正でございますので、御理解をお願いいたします。

3議案について。

○濱中委員　　すごい細かいというか、ちょっとぴんと来ないので、この新旧対照表……。

○南委員長　　何号のほう。

○濱中委員　　これは放課後児童健全育成事業のほうですね、39号。この改正前が条例の施行の日から32年3月31日って、もう2年も前に完了しておる日付がここに載っておるんですけども、これ以降もこの条例のままで行っておったのは、何の訳があるんですか。

○世古福祉保健課参事　　こちらでございますが、当時、この条例で32年度定められた際に、ちょうど改元がございました。改元の折に、元号等の変更に伴う表記の改正は特に必要ないという通知が発出されまして、こちらが、まず経過的措置であったことから、この32年表記のまま期限が過ぎたところで、一旦その効力は切れた状態になっておりました。その後、こちらの改正が任意となったものですから一旦このままであったんですけども、このたび改めて期限の定めなく従事しながら2年という表記が示されたものですから、そちらを体制強化として改めるということで、今回の改正になりました。

○濱中委員　　ということは、もちろん、その平成32年が令和何年かというそういう話ではなくて、この期限の間、定まらん、その期限のない間にはこれに関わるような事例がなかったということで、支障はなかったんですね。

○世古福祉保健課参事　　委員、おっしゃるとおりでございます。特に該当事例なくそういうことで、このような状況でございました。

○仲委員　　先ほどの説明で理解したのは、みなし支援員に対しての条例改正ということで、言うたら、期限を撤廃して、新たな改正後については、従事してから2年以内に研修を修了する者については経過措置で職員として従事することができるということよろしいですか。

○世古福祉保健課参事　　おっしゃるとおりでございます。これまでは、みなし規定の取扱い自体が32年3月31日までということになっておりました。そちらが、

このたび、そちらの期限を設けることなく、従事してから2年以内までに終了すればよいという規定になりました。

○仲委員 保育園員の保育士にしても、放課後児童育成事業のこの運営の職員にしても、募集してもかなりその応募がないという状況の中で、この制度の改正については、尾鷲市にとってはどのような効果があると思われませんか。

○世古福祉保健課参事 こちらは、職員の確保のほうで厳しい状況の中でも、こういった取扱いが期限を定めることなくできたことから、より確保しやすい状況として、今後、効果が現れることがあると期待しております。

○南委員長 期待しておるな。

他にございせんか。

○小川委員 私、ちょっと分からないんですけど、40号のほうで、尾鷲市家庭的保育事業というのは、これ、対象の事業というのは尾鷲市あるのかなと、それで、また、どういうところが当てはまるのかなと思うんですけど、それはどうなんですか、ちょっと教えていただけませんか。

○世古福祉保健課参事 こちら、事業対象は、例えば小規模保育事業ですとか、家庭的保育事業ですとか、そういったものが該当するんですけども、現状、尾鷲市としては、対象事業はございせん。

○小川委員 そのベビーシッターとかそういうのが、これに当てはまるんですか。

○世古福祉保健課参事 いわゆる一般的なベビーシッターなどは、該当にはなりません。

○南委員長 他に。

○中村委員 41号のことで、新旧の第11項とか第10項って書いてあるだけで中身が分からないんですけども、これの10項と11項の何が。全く、これ、文言が一緒なんですか。それとも、違うんやったら、これを、11項と10項の違いを書き換えていただきたいのと、それから、次ページの、同じようにいっぱいあるんですけど、28条と27条、それから、31条と27条、33条、その何が違うのか、別に内閣総理大臣か厚生労働大臣かはいいいんですけども、こういう書き方をされても何が変わるのか全く分からないんですけども、これについて詳細に教えていただきたいと思います。

○世古福祉保健課参事 こちらなんですけれども、まず、10項、11項の辺りなんですけれども、こちらが認定こども園の認定手続に係る条項が書かれておりました。そちらが前は申請と書類の提出と2項に分かれていたところが1項の届出

にまとめられたことから、1項が削除されたということになっております。

続きまして、条文に関する件なんですけれども、これまで27条というところには、先ほどの施設の種類、小規模事業所A型、B型、C型というものが並列で27条のほうに記載されていたものを、今後、28条は小規模A型、31条は小規模B型、33条は小規模C型という形の条文がありますので、そちらに引用の条文を切り替えるという形になっております。

○南委員長 よろしいですか。

○中村委員 はい。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、3議案の審査は、条例改正の審査は終了いたします。

引き続きまして、議案第42号、一般会計の補正予算の説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 それでは、議案第42号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について、予算書及び資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の12、13ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金135万5,000円の増額は、2節児童福祉費負担金109万1,000円の増額で、児童扶養手当負担金前年度精算金7万4,000円の増額、児童手当国庫負担金前年度精算金3万円の増額及び子どものための教育・保育給付交付金前年度精算金98万7,000円の増額で、いずれも実績に基づく追加交付でございます。

次に、3節生活保護費負担金26万4,000円の増額は、介護扶助費等国庫負担金の前年度精算金で、実績に基づく追加交付でございます。

2目衛生費国庫負担金4万2,000円の増額は、1節保健費負担金4万2,000円の増額で、未熟児養育医療費等国庫負担金前年度精算金4万2,000円の増額は、実績に基づく追加交付でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金50万6,000円の増額は、3節生活保護費補助金50万6,000円の増額で、生活保護業務効率化事業補助金50万6,000円の増額は、生活保護の制度改正に伴う生活保護システム改修に係る補助金でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金49万9,000円の増額は、2節児童福祉費負担金49万9,000円の増額で、児童手当県費負担金前年度精算金7,000円の増額及び施設型給付費・地域型保険給付費県費負担金前年度精算金49万2,000円の増額は、実績に基づく追加交付でございます。

次に、3目衛生費県負担金2万1,000円の増額は、1節保健費負担金2万1,000円の増額で、養育医療給付事業等負担金前年度精算金2万1,000円の増額は、実績に基づく追加交付でございます。

次ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金につきましては、子ども・子育て担当参事より御説明いたします。

- 世古福祉保健課参事 15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金2,341万5,000円の増額は、2節児童福祉費補助金2,341万5,000円の増額で、全額、みえ子ども・子育て応援総合補助金に係るものでございます。

詳細につきましては、資料にて説明いたします。通知いたします。

- 南委員長 お願いします。

- 世古福祉保健課参事 資料1、みえ子ども・子育て応援総合補助金についてを御覧ください。

(1) 補助金概要についてですが、当該補助金は、県内の子ども・子育て支援の充実を図るため、三重県が本年4月より新設した補助金でございます。

対象事業は、市町が行う子ども・子育て支援事業のうち、新規事業、あるいは、既存事業を拡充する事業のうちから、国などほかの補助金を充当する事業及び子ども医療費助成の拡充事業を除く事業となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する事業は対象となります。

補助率は、人口減少率に応じて2段階設定されており、尾鷲市の補助率は3分の2でございます。各市町5事業まで、事業費総額3,600万円までが対象事業となっております。

次に、(2) 採択された事業でございますが、3事業ございます。他課の事業を含みますので、ここでは各事業の概要のみ説明いたします。

まず、①保育研修事業でございますが、福祉保健課が実施する事業でございます。発達が気になる子供に対する早期支援の充実と保育士の資質向上を目的とする事業で、既に令和5年度当初予算に計上されている新規事業でございます。

次に、②児童・生徒学校給食費給付事業でございますが、教育総務課が実施する

事業でございます。市内の小中学校における給食費を無償化する事業で、既に令和5年度第2号補正予算に計上された新規事業でございます。

次に、③尾鷲中学校生徒用防災ヘルメット整備事業でございますが、教育総務課が実施する事業でございます。尾鷲中学校における生徒用防災ヘルメットを整備する事業で、本議会における第5号補正予算に計上している新規事業でございます。

各事業の事業費及び補助対象額につきましては、資料のとおりでございます。

なお、②児童・生徒学校給食費給付事業ですが、当該事業につきましては、財源に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものであり、今回、本補助金の対象となったことから、市として最も有利に補助金、交付金等を活用できるよう、関係各課と調整を図りました。その内容は、(3)財源組み替えの内訳でございます。本事業の採択を受け、表中の事業間で財源の組替えを行うことで、一般財源において2,182万円を節減することが見込まれます。

説明は以上でございます。

○山口福祉保健課長 次に、歳出でございます。

予算書の18、19ページを御覧ください。通知いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費8万2,000円の増額は、細目特別障害者手当等給付費8万2,000円の増額で、償還金、利子及び割引料8万2,000円につきましては、特別障害者手当等給付費国庫負担金の前年度精算金でございます。

次に、3目自立支援給付事業748万1,000円の増額は、細目介護給付・訓練給付費748万1,000円の増額で、償還金、利子及び割引料748万1,000円につきましては、介護給付・訓練給付費に係る国庫負担金等の前年度精算金でございます。

次に、4目老人福祉費48万3,000の増額のうち、細目老人福祉一般事務費27万円の増額は、需用費、次ページを御覧ください、修繕料27万円の増額で、先月14日、15日の台風7号の影響により養護老人ホーム聖光園のグラウンドフェンスの一部が損傷したことによる修繕及びごみ置場の屋根及び外壁の一部が損傷したことによる修繕料でございます。

細目在宅援護事業21万3,000円の増額は、償還金、利子及び割引料21万3,000円につきましては、在宅援護事業に係る国庫負担金と前年度精算金でございます。

次に、7目介護保険費845万8,000円の増額は、細目地域支援事業（総合

事業) 845万8,000円の増額で、償還金、利子及び割引料845万8,000円につきましては、地域支援事業(総合事業)に係る紀北広域連合受託事業収入の前年度精算金でございます。

次に、9目生活困窮者自立支援事業費146万2,000円の増額は、細目生活困窮者自立支援事業費146万2,000円の増額で、償還金、利子及び割引料146万2,000円は、生活困窮者自立支援相談事業費等国庫負担金等の前年度精算金でございます。

次に、2項児童福祉費、2目児童措置費505万4,000円の増額は、細目保育所等事業322万8,000円の増額で、償還金、利子及び割引料322万8,000円につきましては、施設型給付費・地域型保育給付費補助金等の過年度精算金でございます。

次に、細目児童相談事業2,000円の増額は、償還金、利子及び割引料2,000円の増額で、児童相談事業に係る前年度精算金でございます。

次に、細目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業158万9,000円の増額は、償還金、利子及び割引料158万9,000円の増額で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業国庫補助金の前年度精算金でございます。

次に、細目出産・子育て応援給付金事業23万5,000円の増額は、償還金、利子及び割引料23万5,000円の増額で、出産・子育て応援給付金事業県補助金の前年度精算金でございます。

次に、3目母子父子福祉費175万5,000円の増額は、細目母子父子福祉事業27万8,000円の増額で、償還金、利子及び割引料27万8,000円につきましては、自立支援教育訓練事業国庫補助金などの前年度精算金でございます。

次に、細目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業147万7,000円の増額は、償還金、利子及び割引料147万7,000円の増額で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業国庫補助金の前年度精算金でございます。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費136万5,000円の増額は、細目生活保護一般事務費136万5,000円の増額で、そのうち、生活保護システム改修委託料101万2,000円の増額は、歳入でも御説明した生活保護の制度改正に伴う生活保護システム改修に係る委託料でございます。

次に、償還金、利子及び割引料35万3,000円につきましては、生活困窮者自立相談支援事業等国庫補助金などの前年度精算金でございます。

次ページを御覧ください。

2目扶助費1,512万2,000円の増額は、細目扶助費1,512万2,000円の増額で、償還金、利子及び割引料1,512万2,000円につきましては、生活扶助費等国庫負担金の前年度精算金でございます。

次に、4項地方改善事業費、1目地方改善事業費9万6,000円の増額は、細目隣保館運営事業9万6,000円の増額で、償還金、利子及び割引料9万6,000円につきましては、隣保館運営費補助金の前年度精算金でございます。

次に、4款衛生費、1項保健費、2目予防費850万3,000円の増額は、細目予防接種事業47万2,000円の増額で、償還金、利子及び割引料47万2,000円は、特定感染症検査等事業国庫補助金の前年度精算金でございます。

次に、細目感染症予防対策事業803万1,000円の増額は、償還金、利子及び割引料803万1,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン国庫補助金等の前年度精算金でございます。

以上が福祉保健課の令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○南委員長　それでは、福祉保健課の補正予算の審査に入りたいと思います。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　よろしいですか。

じゃ、もう特にないようでございますので、議案第42号の審査も終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

（休憩　午前11時10分）

（再開　午前11時20分）

○南委員長　それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

所管の審査は終わったんですけれども、報告事項として、教育委員会も同席していただいた南輪内保育園の現状と今後についてでございますけれども、これにつきましては、本来、行政常任委員会では現地視察も予定しておりましたんですけれども、なかなかこの方向性が定まらないということで今回のこの委員会での報告となったわけでございます。もし質疑応答が長引くようであれば、やはりあくまでも定例会の委員会ということで議案中心に考えておりますので、後日、現地視察も踏まえた上で改めて委員会を開くことはやぶさかでないので、了解の上、報告を受けたいと

思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、現状と課題。

まず、市長のほうからよろしいですか、これについて、もしあれば……。よろしいです。

○加藤市長　本件に関しましては、まず、輪内保育園の園児数の推移から、今後、それに対してどういう対応を取っていくべきなのかということ、一連の、今、執行部のほうでやっていることをまず説明させていただいて、その後、私のその思いといたしますか考え方というものについて若干お話しさせていただきたいと思うんですが、よろしゅうございますか。

○南委員長　それでは、担当のほうより説明を求めます。

○山口福祉保健課長　報告事項としまして、南輪内保育園の現状と今後についてでございます。

説明につきましては、子ども・子育て担当参事より御説明いたします。

○世古福祉保健課参事　それでは、報告事項、南輪内保育園の現状と今後についてにつきまして、資料に基づき説明いたします。通知いたします。

資料2、南輪内保育園の園児数の推移についてを御覧ください。

この資料には、南輪内保育園の概要や直近の入園児数の推移、対象地域の人口などの表を掲載しています。

表中の学区とは、梶賀町から九鬼町までであり、輪内地区については、梶賀町から三木浦町までの南輪内、北輪内地区としています。

では、まず、現状でございますが、南輪内保育園は、三木幼稚園が廃園となった令和2年4月以降、地域で唯一の未就学児の保育と教育を担う施設となっております。開園当時は、定員も90人と多くの園児を受け入れてきましたが、その後の人口推移に伴い、平成15年度以降は20人で運営されています。

実際の入園児数についてですが、①の表、直近10年間の定員数と園児数についてを御覧ください。

直近の10年間では、平成26年度に定員の20人を満たしておりますが、それ以降は減少が続き、現在では、途中入所の方1名を加えても9人と、初めて1桁台となっております。

各町別の入園児数につきましては、②の表、直近3年間の入園児の地区別内訳についてのとおりでございます。

なお、九鬼・早田地区のゼロから5歳児につきましては、現在、旧町内の保育園

に通園している状況です。

また、近年の年間の入園児数の推移は、1人から2人の状況となっております。

③の表、令和5年度人口についてですが、保育所の対象となり得るゼロから5歳児が輪内地区では14人となっております。中でも、ゼロ歳児、つまり、前年度における地域内での新生児出生数に相当する人数は2人となっております。

続く④の表、⑤の表には、ゼロから5歳児やゼロ歳児人口の平均値の推移を、10年、5年、3年で記載しております。

④の表のゼロから5歳児ですが、輪内地区の5年平均、3年平均とも、南輪内保育園の定員20人を下回っております。

また、⑤の表、ゼロ歳児の平均値ですが、輪内地区の5年平均、3年平均を御覧いただくと、年間1人、もしくは、2人であることが分かります。

これらのことから、今後、南輪内保育園の園児数については、各年齢に1人から2人、つまり、5人から10人ほどで推移することが見込まれます。

保育園の運営費につきましては、主に国や県、市から保育にかかる委託費と保護者の皆様から頂く保育料とで賄われていますが、この委託費と保育料は、園児1人当たりで換算して国が公定価格を定めており、園児の人数に比例する形で増減することとなっています。子供の年齢などによって条件が異なるため、あくまで大まかな目安ではございますが、20人という定員を満たすことが運営面で収支のバランスが取れる一つの目安となっております。園児数が十分な状況であれば十分な運営費が確保でき安定的な運営が見込まれることから民間での運営が最適と考えますが、現状での今後の推移は10人を下回る状況であり、定員を満たす見通しが立っておりません。園児数の確保が厳しい見通しが続く中では、民間では安定的に運営を維持することが非常に困難な状況となっております。

九鬼・早田地区及び輪内地区においては、市内でも人口減少、少子化の影響を強く受けており、年々園児が減少している南輪内保育園の存続については、かねてより課題となっております。

また、同じく南輪内保育園の存続は、賀田小学校、輪内中学校にも大きく影響が及ぶ状況となっております。

児童福祉法においては、地域における必要な保育の確保は市町村が行うこととされており、また、教育面においても、輪内地区に未就学児から小学校、中学校までを一貫とした教育環境の維持が必要であることから、福祉保健課と教育委員会とで保育園存続に向けた協議を行ってまいりました。その結果、未就学児の今後の推移

を考えると、存続するためには、いずれ公立化が必要となることは明らかであり、存続が不安定となる要素は早期に改善の必要があること、また、かつて須賀利保育園において同様の事例もあり、当時は、園児が12人の状況で民営から市直営に移行したこと、さらに、輪内地区においては、旧町内とは状況が異なり、ほかに受皿となる代替施設がないことから、市の責務として福祉と教育が連携し、保育園、小学校、中学校までを一貫とした保育・教育環境を維持する必要があるなどのことから、保育園の存続に向けては、園児、保護者の皆様にできる限り負担をかけない形で、早期に効率化、市営化を目指す方針といたしました。

なお、市営化での存続方針につきましては、先月22日から25日まで九鬼町から梶賀町まで各地区への説明を行い、28日には南輪内保育園の保護者への説明会を実施いたしました。各地区におかれましては、保育園の存続について御理解をいただき、特に賀田区においては、存続に当たっては施設維持費の軽減や、津波や土砂災害などへの対策として賀田小学校の空き教室の活用ができないかとの意見をいただきました。さらに、ほかの区長様からは、保育・教育の内容を魅力的なものにしっかりと充実させ、市外からでも園児を獲得できるような取組を行うべきとの意見もいただきました。また、保護者説明会に参加された保護者の皆様からは、市営化での存続への御理解と、津波等への心配の解消をとの御意見をいただきました。

その後、31日には教育委員会と子ども・子育て会議で説明を行い、それぞれ市営化での存続について御理解をいただきました。

子ども・子育て会議において、委員の皆様からは、九鬼から梶賀までを一つの保育園で考えることに移動面などでそもそも難しい面があるとの御指摘もいただきましたが、市営化で最後まで責任を持ってやっていただきたい、以前、九鬼のひまわり幼稚園には旧町内からも通っていた、魅力ある保育園になれば旧町内からの通園もあるのでは、また、保育園や学校がなくなると輪内での若い人の結婚や定住、また、移住においても選択肢から外されてしまうので、ぜひ存続をなどとの御意見をいただきました。

今後の市営化に当たりましては、詳細部分は現在検討中でございますが、保育の継続性の確保はもとより、園児、保護者の皆様にできる限り負担のない形での移行や、小学校との連携強化による教育・保育の実施、その充実などについて、よりよいものとなるよう検討しております。

現在のところ、令和6年度は、移行準備期間や引継ぎの意味もあり、民生事業協会様の運営の下で市も関わりながら保育を行い、市営化による運営は令和7年度か

らを目指しております。

説明は以上でございます。

○山口福祉保健課長 以上で報告事項の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○南委員長 特に、市長。

○加藤市長 先ほど、福祉保健課の参事のほうから、詳細にわたって、要するに、園児数の今までの推移から今後の推移、今後どうしていく方向なのかということについては、一応、御報告させていただいたとおりでございます。

私としましても、やはりこの未就学児の保育・教育、それから、小中学校の、これは、やっぱり一地域において、一地区において、やっぱり一貫してやるべきだという考え方の中で、今現状、先ほども報告ありましたけれども、南輪内保育園につきましては、民生事業協会のほうに委託をして、今、やっていただいているわけなんですけれども、現状、南輪内保育園については定員数が非常に割っているというようなこともあって、南輪内園単独で見ますと非常に大きな赤字を抱えていて事業として成り立たないと、そういう申出もありまして、これも何年も続いているというような状況でございます。

しかし、これについては、保育園は、別の形ででもやはりきちんと存続するべきだという考え方の下に、これ、もちろん民生事業協会とも、あるいは、近隣の御父兄、保護者の方々等々もいろいろヒアリングをしながらお話を聞きながらやってきたのが状況でございます。

基本的には、先ほど申しましたように、令和6年度、一応、令和7年度に、令和6年度はソフトランディングといいますか、いろいろと知識を、そういうそのノウハウを吸収しながら、民生事業協会に1年間やっていただいて、こちらのほうから人を派遣しながら、令和7年度に新しくどういう形で、要するに、市主体の保育園をつくり上げるかというそういう方向で進めていきたいと、このように考えております。

○南委員長 ありがとうございます。

今、担当のほうから、かなり詳しく、はしょって説明をいただいたんですけれども、やはりこの輪内保育園の問題というのは、市長、以前から存続するという方向で話を進めてもらっていただいておりますし、そういう意味では、もう存続は100%していかなければならないというのも議会等の意向でございます。

この件については、また後日、この定例会終了後、もう急遽、現地視察も踏まえ

て、委員会を開いた上で、なおかつ、詳しく、その審査、審議をしたいと思しますので、よろしいでしょうか。今日は、もう方向性と説明を受けたということで御理解をしていただきたいんですけども。

今日、簡単な問題でできる問題じゃないです。もう物すごい重要な問題でございますので、改めて、もうせっかく教育委員会のほうにも来ていただいて申し訳ないんですけども、後日、改めて議会として審査をいたしたいと思しますので御理解をお願いいたします。

これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　じゃ、そのようにさせていただきます。

じゃ、ありがとうございました。えらいすみませんでしたね、教育長、せっかく来ていただいて。この議論は中途半端では終われへんでね、これ。もうじっくり構えていきたいと思しますので。方向性だけは変わっていないで、ずっと、存続するという方向ですので安心をしております。

それでは、午前中は、水産農林と商工観光まで行きたいと思しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、水産農林課、議案第42号、補正予算の説明をお願いいたします。

○芝山水産農林課長　　水産農林課です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第42号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち、当課に関する内容を補正予算書及び資料を用いて御説明いたします。

説明は、千種林業担当振興参事からさせていただきますので、よろしく御説明いたします。

○千種水産農林課参事　　補正予算書16ページ、17ページでございます。通知いたします。

歳入から御説明いたします。

2段目、20款諸収入、5項雑入、1目雑入で、補正額30万円の増額でございます。内訳は、9節農林水産業費雑入で、バイブズミーティングのバイカーに植樹体験をしてもらう際の参加費でございます。詳細につきましては、後ほど資料にて御説明いたします。

続きまして、歳出の説明をいたします。

補正予算書22ページ、23ページでございます。通知いたします。

一番下、5款農林水産業費、3項山林事業費、1目管理費、補正前の額6,284万2,000円に補正額30万円を増額し6,314万2,000円とするものがございます。詳細は資料にて御説明いたします。

資料を通知します。

○南委員長　　お願いします。

○千種水産農林課参事　　資料の1ページをお願いします。

事業の目的でございます。

11月3日、金曜日から5日、日曜日に、尾鷲三田火力発電所跡地特設会場において開催されるバイブズミーティング三重において、全国から訪れる参加者に対して、みんなの森に「VIBESの森」エリアを設け、そこに植樹をしてもらうことで、本市が取り組んでいるゼロカーボンシティへの理解を深めるとともに、イベント以降の関係人口につなげることを目的としております。

事業の概要としましては、バイカーのカーボンオフセットを兼ねた植樹体験を参加費1人5,000円とし参加者を募り、九鬼町地内のみんなの森における生物多様性・環境教育ゾーンへ桜と紅葉をそれぞれ1本ずつ植樹してもらいます。募集人員は、11月3日は午後の部20人、11月4日午前の部20人、午後の部20人の合計60人とし、10月1日からVIBESのホームページにて事前申込みを受け付けます。雑誌VIBESの11月号においても掲載される予定でございます。また、事前申込みが定員に達しない場合は、当日、会場にて参加を呼びかけていきます。

事業費としましては、植樹体験に関わるもので、需要費として、参加者に配布するVIBESのロゴをデザインした尾鷲ヒノキのコースター等のほか諸々で14万8,000円です。役務費として、植樹後のエリアにVIBESの森と掲げるための看板加工代等によるもの3万6,000円です。原材料費として、桜60本、紅葉60本の苗木代と看板代の11万6,000円で、合計30万円でございます。

なお、イベント開催当日には60人分の植樹体験に係る苗木等の準備物を用意しますので、事前申込みで定員が埋まればいいのですが、当日、呼びかけても参加者が60人を下回った場合や雨天等で当日中止の場合、参加費の歳入が減額となる可能性があります。また、中止となった場合や参加者が下回った場合でも、購入した苗は全て予定エリアに植樹し、VIBESの森という位置づけにはしたいと思っております。

2ページ目をお願いします。

今回、VIBESの森として予定している場所は、資料の左上の緑のラインが八鬼山トンネルです、その八鬼山トンネルのちょうど上に位置し、八鬼山荒神堂の下の場所にある生物多様性・環境教育ゾーンとなります。

3ページ目をお願いします。

こちらは、昨年、同ジェリアで行った東京からの修学旅行での植樹の様子です。当日のイメージとして御覧ください。

以上です。

○芝山水産農林課長　　以上で当課に係る議案第42号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認くださいますよう、お願いいたします。

○南委員長　　ありがとうございます。

説明は以上です。

○濱中委員　　この植樹に関して、大体イメージは湧きました。

ただ、木は植えた後の管理ということも、一応、計画性を持ってということなのかなと思うんですけど、今までのその地域の子供たちのヒノキの植樹と違って、広葉樹の管理って、もう少し違ったことも必要になるのかなって気はするんですけども、長い年月かけての管理の中で、今、考えられるその計画されておるイメージというのをお聞かせいただければと思います。

○千種水産農林課参事　　やはり、植えて最初の、最低でも5か年ぐらい、やはりその木が大きくなるまで雑草に負けないように下草刈り、俗に言う下刈りというのですけれども、それを小まめにやっていって大切に育てていきたいと考えております。

○南委員長　　よろしいですか。

○濱中委員　　それはどういった方がされるのですか。

○千種水産農林課参事　　今回、面積がそれほど広くないので職員でやってもいいですし、私が行って、その状況状況を見ながら、また写真を撮って、何かの機会に、今、こういった状況ですよということを伝えながら次につなげていきたいと考えております。

○濱中委員　　ありがとうございます。

市長は、常々関係人口をということを言われておりますので、こういった後々の管理に関しても、植えた方たちが直接関わられるような仕組みも考えられてはどうかと思うので。恐らく、草刈り、ボランティアでお願いすることになるとは思うんですけども、育った状況を自分の目で確かめるという呼びかけ方も有効かなと思

うんですけど、その辺りをお願いします。

- 芝山水産農林課長　　今、資料のほうで写真でお示ししているのは去年の修学旅行の様子でございます。ここの様子、また、ほかにも企業の方に植えていただいている部分もあるんですが、そういったところは、今、参事が申しあげましたように職員が行った際に写真を撮って、今、こういうような状況ですというのは丁寧にお伝えしていく。また、ホームページ等でもそういうコーナーをつくっていくという事は非常に重要だと、今、お話の中で思いました。

そこで、ホームページで掲げるだけではなくて、そのラインをつないでいって、例えば、こういうタイミングでこういう作業をしますのでどうですかというような呼びかけも、併せてここのゾーンについてはしていくというのがもともとのコンセプトでございますので、その辺り、心がけていきたいと思えます。

- 小川委員　　関連しまして、その看板ってなっているんですが、その植えてもらった人の名前とかそういうのを書けるように、それはできないものですかね。鎌倉などでは、かまくら想いプロジェクトで、看板のあれに寄附してくれた人の名前とかあって、これ、名前入れたほうが、関係人口を言われましたけれども、関係人口も深くなるんじゃないかと思うんですけど、その点、いかがですか。

- 芝山水産農林課長　　その点も考えたのですが、ちょっと後ろめいた話なるか分かりませんが、万が一枯れてしまった場合というのも、多分、中には出てくると思うんです。全部が全部生えるわけじゃない。もう記念的なものであって、補植するという事も十分可能なんですけど、例えばそういう管理が増えていきますと、せっかくお越しいただいたときに自分の名前がないというようなことは、ちょっと逆にあれなのかなと思って、今のところ、我々の考え方では、その学校単位であったり、企業単位であったり、こういうイベント単位でやって、そこはみんな植えた場所というような考え方で、これは小学校や保育園の子供たちの植樹に関しても、そういう考え方で管理しています。

- 小川委員　　と言われますけれども、やっぱり自分の名前が入っていると、やっぱり、どうなったかなと気になって、もう一回、尾鷲を訪れるというきっかけになるんじゃないかと思うんですけども、再度、また考えていただきたいと思えます。

- 芝山水産農林課長　　今のような本数であったら管理は十分できると思えますが、今後、ここのエリアをどんどん増やしていきたいというこちらの希望もありますので、また、もう一つは、ここの管理についても、今後、今、ゼロカーボンのチームの皆さん方で現地で法人つくっていくというような協議も、今、ちょうど進めてい

るんですが、そういった中で、そういう管理も含めてその役割分担をしていきたいというふうに思いますので、ちょっと一度課題としては、また預からせてはいただきたいと思います。

○中村委員　この去年植えられた写真を見ていると、苗がすごくちっちゃいんですけれども、これって、下草に紛れての管理が物すごい大変やなって思うのと、これ、保存率というのか何というのか分からないんですけど、植えたやつの歩留りというのか、どれぐらい生育していますか。

○千種水産農林課参事　先日、見てきましたら、成長は、やはり少しずつ大きくなるという形なんですけれども、活着率、つく率については非常に高かったです。枯れていない、枯れ木を探すのがないぐらいの活着率でした。

○中村委員　それと、この植栽事業にかかって大事なこの鹿の植害を防ぐ柵について、これ、全然この予算の中で見込まれていなくて、これって、本来は、バックというのか同時に見込むべきですよ。どうして上がってこないんですか。

○芝山水産農林課長　このエリアは、実は、ヤフー株式会社様から、ふるさと納税をいただいているときに整地した部分でございまして、そのヤフーさんのお金で切って、また、その切った際に、もう既にこの柵はエリアごとにさせていただいていますので、今回、植えていただくところは、もう既に柵がついているエリアというところでございます。

○西川委員　皆さん、ビオトープ、詳しいもので、多分、分かっておるやろうけど、この単独樹木を植えるというのが一番難しいんですよ。普通は混植で成長を競争させるというのが、一番、生存率が、大きなやつがなるんですけど、これ、ちょっと、苗、ちっちゃいんですか。僕、どないしても、これ、苗がちっちゃいと思うんやけどね。

（「ちっちゃい」と呼ぶ者あり）

○千種水産農林課参事　今のところ、規格がありまして、その規格で、一応、50センチ程度というのがあって、それを植えているということなので、また……。

（「50センチもない」と呼ぶ者あり）

○千種水産農林課参事　いや、50センチ。これ、多分、遠くから見て。それなりの規格サイズでやっていますので。

○南委員長　西川委員、よろしいですか。

○西川委員　それで、今、植樹の時期じゃないですよ。広葉樹の植樹は、3月ですよ。

○千種水産農林課参事 一応、新芽が出る前で3月という案と、秋植えと言うて秋に植える、春植えと秋植えがあつてという形なので、別段、時期的には、一般的に、秋と春が植えられているという時期です。

○西川委員 いや、秋に植えるときは、葉っぱが落ちてからなんですよ。まだ、これ、青々しておる苗ですよ。これだと、天気が続いた場合に枯れる可能性が大ですよ。春植えに徹底してください。

○千種水産農林課参事 また、それも勉強させていただきます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、水産農林課の審査を終了いたします。

昼食のため、ここで休憩をいたします。

午後は13時10分からお願いいたします。

(休憩 午前11時50分)

(再開 午後 1時08分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

商工観光課から昼からの審査へ入りたいと思います。

それでは、議案第42号、一般会計補正予算(5号)の説明をお願いいたします。

○山中商工観光課長 商工観光課です。よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第42号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決についてのうち、商工観光課に係る御説明をさせていただきます。

歳出でございます。

補正予算書24ページ、25ページを御覧ください。通知いたします。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費でございます。補正前の額1億2,468万6,000円のうち、国県支出金を3,085万7,000円増額し、一般財源を3,085万7,000円減額するものでございます。内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る財源更正でございます。

次に、3目観光費につきましては、補正前の額6,301万2,000円に対し69万5,000円を補正し6,370万7,000円とするものです。内容は、観光振興事業につきましては、全て11月に開催されるバイブズミーティングに係るものでございます。

10節需用費16万3,000円で、内訳は、消耗品費14万1,000円は、イ

ベント時に展示を行う尾鷲市特産品30品目の購入費及びPR用チラシ作成のためのコピー用紙代でございます。

燃料費2万2,000円は、マイクロバス借りに伴う軽油代でございます。

12節委託料9万3,000円で、イベント開催時にマイクロバス借りに係る車両運転に係る運行委託料です。

13節使用料及び賃借料35万6,000円で、PRチラシの印刷代でございます。

18節負担金、補助及び交付金1万円につきましては、マイクロバス借りに伴う尾鷲社会福祉協議会の会費でございます。

なお、マイクロバスは、尾鷲市所有の車両と尾鷲社会福祉協議会車両の2台により、バイブズ会場と夢古道おわせを巡回するもので、夢古道おわせが今回のイベントに合わせて入浴時間を午後10時30分まで延長していただいたことから、11月3日は午後1時から午後11時まで、11月4日は午前9時から午後11時までの時間において巡回運行を予定しております。

なお、4日につきましては、イタダキ市が開催される予定ですので、イタダキ市の開催時間内については3か所を結ぶ予定でございますし、午前中の水産農林課から説明のありました九鬼町のVIBESの森への植樹につきましても1台のマイクロバスにおいて会場からの搬送を行う予定であります。

続きまして、観光施設管理整備事業につきましては7万3,000円を増額するものです。内容は、10節需用費の修繕料でございます。

行政常任委員会資料の1ページを御覧ください。通知をいたします。

よろしいでしょうか。

資料のとおり、8月15日の台風7号により夢古道おわせ新厨房の入り口ドアのガラスが割れたことによる修繕でございます。入り口のドアのガラスが、現在、破損しており、右側の写真につきましては、プラスチックボードを張って、現在、補強しているところでございます。補正予算額につきましては、先ほど述べさせていただいたとおり7万3,000円でございます。

予算書24ページ、25ページにお戻りください。通知をいたします。

以上で議案第42号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち、商工観光課に係る補正予算の説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○南委員長　　ありがとう。

商工観光課の説明は以上でございます。

特に御質疑はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 南委員長　それでは、今のハーレーので夢古道おわせのお風呂の延長があったわけなんですけれども、当然、バイクじゃなしにマイクロでピストン輸送をしてくれるという理解でよろしいんですか、お風呂の場合は。
- 山中商工観光課長　なるべく、来られた方については、市内でバイクの運転を控えてほしいということで、矢浜の地区の方からも御要望いただいておりますので、市としましては、会場と夢古道を結んでのマイクロで輸送というか、搬送をさせていただいて、バイクでの動きは極力控えていただくようお願いはしているところでございます。
- 中村委員　でも、これって、どこやったっけ、和歌山方面とかにも当日とかバイクで行かれるんですよね。市内の観光だけではないですよね。
- 山中商工観光課長　観光でいろいろと動かれる方については、当然、自由に動かれる方もいらっしゃると思うので、そこについては規制はできないんですけれども、私どもとしましては、できる限り夢古道へのお客様を誘致したいということもございまして、そちらのほうとつないでということと、あと、温浴施設が尾鷲市内では1か所しかございませんので、そこを結ぶような形で、バイクを乗らずにマイクロバスに乗っていただいて、お客さんをお連れしたいと。
- ただ、それ以外の観光地を回る方についてに関して、いろんな観光施設であったりとか近隣の施設に関しては、それぞれのバイカー方の自由裁量という大変ですけども、そういった形で動いていただくような形でお話はさせていただいております。
- 中村委員　これ、すごい何か騒音があれなの違うかという危惧される方がたくさんおられるんですけれども、その近隣なのか旧町内全域なのかがよく分からないんですけれども、それについての、何か来てもらうことに、木を植えてもらったら、そのコースターをあげるとか、それも大事かもしれんけど、コースターが欲しいかなと思うけど、その町の人に対するケアというのを、もうちょっとちゃんとされたほうがええんと違うんかなと思うんですけど、その点に関しては、どうですか。
- 山中商工観光課長　現在、そういったところでの市の広報おわせへのバイブズの実行に当たるPR等に関して政策調整課のほうで進めていただいております。周

知に関して、バイブズをやるということに対しての周知に関しましては。

○中村委員 広報って、そんなに、みんな、見るのかなというところがあるんですけども、例えば、その苦情の受け付けをちゃんと、ワンセグでも何でも、もし何かがありましたらここまで連絡くださいみたいなのも、一つ、載せておいてください。そうやないと、文句あるけど、どこへ言うたら分からへんとかということがきつと始まると思うもので、それやから、そこのケアもちょっと考えていただけたらと思います。

○南委員長 課長、何か、あのバイブズのあれ、なかったかな、資料でも。大体、あの3、4、5でするんやでき。もう僕らが一番、地元の向井としたら見えるものですからね、そのキャンプ場が。やはり4日のメインのイベントの騒音だけは、どないなるんやろうなと思って、それだけ心配やもので、結構アーティスト何か来るんでしょ、かなり。そこら辺の、ちょっと資料、もしあったら提示してほしいな。

○山中商工観光課長 現在のところ、まだ3日、4日、5日に行われるというチラシの部分しかまだできておりません。詳細につきましては、また、今後、バイブズのほうの実行委員会のほうで決まり次第、市民の皆様への周知等を努めてまいりたいと思います。

また、先ほど中村委員のおっしゃられた苦情等があったときの問合せ先についても、連絡先のほうを明記して、どちらのほうに連絡をいただくかという点も明記するようにさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○南委員長 今の、終わってからでええで、もう資料でもあったら、結構配っている資料あると思うんですわね。それでも、できたら、もう今日にでも。

○加藤市長 ポスターできていますのでね、一回ちょっと皆さん方にお配りさせていただきますわ。

ただ、大きなバイブズが11月の3日から5日間まであって、こうやるという。要するに、告知ポスターの話ですので。取りあえず、役所の中でも一応そういうポスターは貼っておりますので、一回ちょっと御覧いただきたいと思います。一応、あまり、概略なんですけれども、一応、11月の3日から11月の5日までのこの3日間を、このバイブズミーティングということでやるわけなんですけれども、大体、皆さん方、バイクに乗ってこられるのが11月の3日の午後ぐらいから、午後から受け付けて、それで、11月の5日の午後から、要するに、三々五々の開催になると。だから、実際問題としては48時間。その中で、特に皆さん方御心配の騒

音の話なんですけれども、要するに、かなりの、ハーレーですからね、かなりの、そのときには、まずは、一応、フェスティバルでお祭りでございますので、それは、要は、尾鷲もにぎわって、たくさんの、1万5,000から1万人、ちょっと不確かなので、大体七、八千人は、私は来られるんじゃないかと。そういう方々が尾鷲に来られて、いろいろ尾鷲のことも知っていただいて、あそこのところは基本的には、あそこの場所でキャンプをするということが原則なんです。しかし、お泊まりになる方も何人かいらっしゃるとい話は聞いております。

そういった中で、確かに騒音といえば騒音なんですけれども、そういう対策のために9時以降のあれは一切駄目だと。だから、要するに、フェスティバルというのか、その4日にいろんなフェスティバルをやるんですけれども、それも9時までで全部終わると。バイクのあれについても、9時以降は絶対駄目であると。

そういった中で、さっき商工観光課長申し上げましたように、我々としては、やはり夢古道というのを、どんどんどんどん外部の人たちにPRしたいと思う本当にいいチャンスだと思います。このチャンスで、要するに、時間を延長しながら、そういう方々も、要するに、お風呂に入りませんから、だから、そのとき入っていただきたいというそういう思いで、今回、やらせていただきます。

確かにあれで、市政報告でも申し上げましたように、結構、皆さん方、騒音などを危惧するお声というものをいろいろ報告を受けているんですけどね、特にやっぱりこの町に2日間で7,000人、8,000人、もしかしたら1万人、よそから来ていただいて大変なにぎわいをやっていただくということについても、経済効果があるだろうし、そういう方々が尾鷲の地に、初めて尾鷲のよさを知っていただくための僕はチャンスだと思いますので、ぜひよろしく。そういう苦情等については、さっきも言いましたように窓口等もきちんとあれしておきますので、よろしく願いしたいと思います。

○中村委員　　実は、この前、三木里に大学生が50人、たった50人入ってきただけで、その町を何か何人かで練り歩いておったみたいな苦情、苦情ではないんですけど。それで、オーバーツーリズムになる可能性があるんですよ。尾鷲のこの人口に対して、2日、3日でもそれだけの人が入ってきて、それがハーレーへ乗ってきてっていったら、適正人数というのがあるので、そこのところだけは本当に気をつけて。私、自分がやってみた経験上、あの人だけでも、たった50人でも、すごい、ええ反面、その問題も出てくるから、ましてやこの人数で、あらゆるところ、それこそトイレの問題から、もうあらゆる問題がちょっと起こってくるので、ぜひ

ぜひ気をつけてやっていただけたらありがたいなと思います。

○加藤市長 本当に、そういう御心配もあろうかと思っております。

ただ、ここで一言ちょっと申し上げたいのは、バイブズミーティングというのは、ハーレーを愛好されている方のメンバーズクラブなんですね。だから、要するに、それに対する制約や何やかんやが非常にきついし、要するに、見た格好が、そういうバイクに乗る方ですから見慣れない服装というのはあると思うんですけれども、一応、話を聞いておくと、皆さん、紳士でございますので、紳士、淑女であるということをお認めいただいて、我々もそのつもりで対応させていただきますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○南委員長 できるだけ、おもてなしの精神を持って僕らも歓迎したいと思っております。よろしくお願ひします。

○仲委員 この観光施設の修繕費7万3,000円の件やけど、これ、ちょっと写真が分かりにくいんやけど、右側のガラス戸が、前に破片のをわざと集めたのがあるんだけど、これは、修理されていない窓なんですか。

○山中商工観光課長 右側のところで、このガラスのように見えているところなんですが、ガラスでなくて、プラスチックというか、あれは、そのボードのようなものを仮設で張ってあるだけです。表、左側の写真で見ていただく黒くなっているところが、裏から見ると、光の関係上、ガラスのように見えているだけですので、まだ何も修繕等をせずに。

○仲委員 これ、サッシの中の普通の玄関のサッシみたいだけど、何か台風で物が飛んで当たって割れたというような原因なんですか。

○山中商工観光課長 何か当たったのではなくて、風圧でサッシ自体がゆがんで割れてしまって、相当風が強かったみたいで。物が当たってということではないようです。

○仲委員 これ、市有物件の災害保険、効きます、建物。これ、検討しています。

○世古商工観光課長補佐兼係長 そちらのほうも確認させていただいたんですけど、今回のものに関しては対象にならないということで、今回、予算、上げさせていただきます。

○仲委員 建物の台風による被害は、対象にならんということ。

○世古商工観光課長補佐兼係長 この戸のガラスに関しては、ガラス自体、ガラスだけが割れておりますので対象にならないということで、もし、その枠組みのほうまで被害が及んでいると対象になるということで、今回は対象にならないという

ことでした。

(「分かりました。それが事実だったら、それでいいです」と呼ぶ者あり)

○南委員長 よろしいですか。

じゃ、他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、商工観光の審査を終わりたいと思いますけれども、一言だけ。

最近、アクアセンターのほうが結構イベントをされて、市内外の方が喜んで、こぞって親子連れが来ていただくということで、これからも職員の皆さんには大変だなと思いますけれども、できるだけ交流の場としても、ああいった活動と活躍はしていただきたいと思っています。また、議会としてもサポート、応援なりさせていただきますので、どんどん企画してやっていきたいと思っています。お願いします。ありがとう。

バイブズのを配って、説明できるんやったら、簡単に説明してくれる。すみません。

市長、玄関の入り口へハーレーを飾るって言うておったのは、もうなくなったん、そういえば。

○加藤市長 その話は出たんですが、どうなっているかというのは、ちょっとまだ聞いていませんので。

僕は、非常に、市役所の中に飾って、11月3日から5日までの大きなPRになるといいと思っているんですが、ちょっと、それ、確認したいです。飾りましょうというような話はあったけど、それはちょっと確認しますので。今日、4時に、またバイブズの代表がちょっと来られますので、その辺のところもじっくり聞いてみたいと思います。

○南委員長 できるだけ、分かっている範囲で、簡単に説明をお願いします。

○山中商工観光課長 実は3日、午後に一応開会という形になります。来場に関しましては、全国から、津々浦々、皆さんが順次お越しいただけるということです。まだ会場内の詳細な配置等は決まっておりませんが、一応、会場内ではメインステージとして、このポスター、チラシの右から2番目のミュージックライブ等を本大会の実行委員会のほうで開催すること及び、あと、4日に尾鷲節保存会のこども太鼓、あるいは、ロックジャムによる尾鷲節の披露をしていただく予定にしております。また、それと同時に、特設会場としまして、おわせマルシェのほうで、市、三

重県内のほうの近隣の方が集まっての出店等をしていただきます。あと、児童虐待防止という活動をここ数年、ずっとバイブズのほうでもされておりますので、会場内において、子供さんたちに乗っていただいて体験を、ハーレーに乗る体験をしていただくという形です。

一応、会場内につきまして、市民の方は入場無料となっております。バイブズのほうで従来から参加されている各出店事業者の方、あるいは、三重県内の方、市内の方、いろいろと出店をしていただけるということは聞いておりますので、多くの市民の方にも来ていただいて、単純にそのバイカーの方だけのイベントではなくて、市民の方も楽しんでいただけるイベントとなればというふうに思っておりますので、ぜひ御来場のほうをよろしく願いいたします。

また、今後、詳細等が決まりましたら、議員の皆様はじめまして市民の方にも周知をさせていただくようにいたしますので、よろしく願いをいたします。

○南委員長　ありがとうございます。御苦労さま。

次に建設課の審査に入らせていただきます。付託議案の42号の所管の説明をお願いいたします。

○塩津建設課長　それでは、議案第42号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち、建設課に係る予算について説明いたします。通知いたします。

歳出について説明いたします。

補正予算書の24、25ページを御覧ください。

7款土木費、5項都市計画費、3目公園費で、補正前の額3,149万5,000円に対しまして補正額193万7,000円を追加しまして、合計3,343万2,000円とするものです。内訳としましては、まず、10節需用費22万4,000円で、内容は、さきの台風7号により破損した都市公園施設の修繕料でございます。

資料を通知いたします。

資料の1ページを御覧ください。

台風7号により破損した都市公園施設でございます。

ページ左側が大曾根公園のテニスコートのフェンスの破損状況で、強風により支柱が曲がってしまったものでございます。

ページ右側が同じく大曾根公園のトイレの破損状況で、強風により、一部、屋根と樋が破損したものでございます。

通知いたします。補正予算書 24、25 ページにお戻りください。

次に、11 節 役務費 45 万 8,000 円で、内容は、さきの台風 7 号の強風により倒れた都市公園内の倒木の撤去手数料でございます。

資料を通知いたします。

資料の 2 ページを御覧ください。

ページ左側が中村山公園の倒木の状況で、ページ右側が大曾根公園の倒木の状況でございます。

予算書を通知します。

補正予算書 24、25 ページにお戻りください。

次に、12 節 委託料 123 万 5,000 円で、内容は、立木伐採業務委託料でございます。

資料を通知いたします。

資料の 3 ページを御覧ください。

当該事業は、中村山公園の環境整備のため、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し危険木や景観に支障となる樹木の伐採を行うもので、青色の実線で囲った部分が、今回の補正予算にて追加で伐採を予定している箇所でございます。

以上で議案第 42 号、令和 5 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）に係る建設課の説明を終了いたします。

○南委員長 ありがとうございます。

○塩津建設課長 よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いします。

○南委員長 御質疑のある方、みえませんか。よろしいですか。

○西川委員 この倒木の中には、桜の木とかは含まれているんですか。

○塩津建設課長 中村山公園の倒木は、桜だと確認しております。

○西川委員 桜ですか。

○塩津建設課長 はい。

○西川委員 この桜ね、どうやって処分されていますか。

○塩津建設課長 基本的に、処分は、処分をお願いした業者のほうで処分いただくという形でしております。

○西川委員 一つ提案ですけど、梶賀のあぶりってありますよね。ああいうのに分けてあげられると、木が足りないということを以前梶賀で聞いたことがあるもので、そんなのに活用しても、ちょっと考えておいてください。

○塩津建設課長 その辺、梶賀のあぶりのチップ用の桜ということで、検討させ

ていただきたいと思います。

○小川委員 関連しまして、今回の台風で、あちこち桜、倒れましたので、何か3回か4回頂いたと思います。

○南委員長 できるだけ協力してやってください。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 関連して桜が出たものでね、玄工山の桜も結構、枝が折れて、ぶらぶらして危険やよと、あれ、聞くんやけど、あれはどこの担当になるの。

○塩津建設課長 玄工山のほうは、建設課の所管でなく、商工観光課の所管する公園となります。

○南委員長 ぜひともね、もう気をつけて、ちょっと。結構ぶらぶらが多いよ。ぜひとも、また、お願いします。ありがとうございます。

よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、建設課のその他のほうの報告をお願いいたします。中村山公園トイレ整備事業ですね。

○塩津建設課長 それでは、建設課に係る報告事項について説明いたします。

内容は、中村山公園トイレ整備事業についてでございます。通知いたします。

資料の4ページを御覧ください。

平面図に基づいて説明させていただきます。

まず、平面図の左側、出入口はスロープとし、車椅子の方でも容易に利用できるようになっております。

出入口に近いほうに女性用のトイレを配置し、内部にベビーシートを備え付ける予定でございます。

また、こちらのトイレは多目的トイレを兼用しており、車椅子の方等がトイレを利用する際は、こちらを使っていただくこととなります。

その奥が男性用トイレで、女性がトイレを利用する際、男性用トイレの前を横切らなくて済むよう配慮しております。

男性用トイレにつきましては、小便器、大便器を各1器設置予定でございます。また、女性用、男性用それぞれに洗面所を1器ずつ設置いたします。

トイレ全体としましては、南側の全面を明かり取りのため乳白色の樹脂板としております。その他、掃除用具を入れる用具庫を配置し、総延べ床面積は18.2平

米となります。また、防犯カメラにつきましても、今回の工事の中で設置予定でございます。

資料ページ右側に、今回、整備予定のトイレのイメージ図を表示しておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。

○南委員長 御質疑のある方。

○中村委員 これって、屋根の形状、南に向けて、ソーラーとかは入れられないんですか。

○塩津建設課長 このイメージ図の右側が、これが南側の壁面ということになりますので、傾斜は北側に向かってかかっている状況です。

○中村委員 この立面図で低いほうが南ですか。

○塩津建設課長 低いほうが北側となります。

○中村委員 いや、ですから、反対に、この屋根の形状を北を高くして南を低くして、ソーラーは入れられないんですかとお尋ねしています。

○塩津建設課長 そういうような検討は、現時点は、予算的な都合もございましてしておりません。なるべく明かり取りである南側を大きくするような形で設計しております。

○中村委員 災害時に停電したときに、ちっちゃなソーラーでも明かりとかけられるので、そんなに高くないんですよ、災害用の非常のソーラーって、1万円ぐらいでたしかあったと思って、結構ちゃんとその非常用というのか、トイレの明かりぐらいならつけられますので、新規で造られるなら災害時にも真っ黒でないトイレというのを、もうちょっと、1万円ぐらい、1万5,000円とかの上乗せでできるようなものであれば、もうぜひちょっと考えていただきたいと思います。

○塩津建設課長 予算等の都合も鑑みまして検討させていただきたいと思います。

○南委員長 他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、建設課の審査を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、防災危機管理課の審査に入らせていただきます。

○大和防災危機管理課長 それでは、防災危機管理課でございます。よろしくお願いたします。

議案第42号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についての

うち、防災危機管理課に関する事項につきまして、補正予算書及び予算説明書で御説明いたします。

説明書の24、25ページを御覧ください。

歳出の補正でございます。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、10節需用費の修繕料、一番右の欄ですが、29万7,000円となっております。これにつきましては、8月の14、15日の台風7号の暴風雨により、消防団第5分団の車庫でございますが、シャッターとスレート屋根が破損しましたので、その修理に係る補正計上でございます。

以上で防災危機管理課の説明を終わります。

○南委員長 以上です。

御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 では、ないようですので、報告事項として、津波避難タワーの整備計画についての説明をお願いいたします。

○大和防災危機管理課長 それでは、津波避難タワーの整備計画について、資料に基づき説明いたします。

まず、1の建設予定地等につきましては、平成27年度の北浦児童公園からの計画の見直しとなっております尾鷲北エリアですが、市政報告にありましたとおり、元中京銀行跡、一方、尾鷲南エリアにつきましては、当初の計画どおり元矢浜保育園の用地でございます。

表の左から3列目に避難困難者と書かれた欄がございますが、これは、避難タワーの活用見込み人数でありまして、中井町272人、矢浜580人で、この数字は、国のガイドラインに沿って津波の到達時間と避難者の避難速度から算定しております。

表の右から2列目の避難場所の海拔、これにつきましては避難するフロアの高さで、両方の施設ともに15メートルとしております。これは、津波ハザードマップにおいて、尾鷲湾における最高津波高11メートル、これに国のガイドラインにおいて津波高に2メートルから4メートルを加えることとされておりますことから、一番安全側で検討し、11メートルに4メートルを加えた15メートルとしております。

次に、2の建設に係る費用につきましては、国への概算要望金額で中井町は2億

6,550万円、矢浜は3億700万円で、総事業費として5億7,250万円を見込んでおりますが、概算でございますので、国への本要望及び令和6年度当初予算計上に向け精査してまいります。

次に、3の交付金内容につきましては、津波避難タワーの建設に当たり、国の社会資本整備総合交付金及び県の地域減災力強化推進補助金を活用し、市単独の持ち出しが少しでも減額できるよう、国、県に申請をしております。

本市は、平成26年3月に南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されておりますため、国の交付金割合は、事業費の2分の1から3分の2へとかさ上げされております。県の補助金割合は事業費の6分の1で、市の負担は、事業費の6分の1となります。しかし、財政課と相談しながら、なるべく有利な地方債の活用をしております。

次に、4のスケジュールでございますが、現在、関係機関や各課との調整を行いながら、申請関係等の手続を進めております。令和6年度当初予算には設計に係る予算を計上させていただき、令和7年度、8年度で、既存施設の撤去及び建設工事を実施していきたいと、このように考えております。

資料の2ページから5ページには、建設予定地写真及び位置図を掲載しております。

以上で津波避難タワーの整備計画の報告を終わります。

○南委員長 特に、市長のほうはございませんか、この津波避難タワーの方向性について。

○加藤市長 概要につきまして、市政報告で申し上げさせていただいた内容でございますのですけれども、ただ、いろんな御意見もございまして、ただ、造るだけじゃなしに、やはり、この前のその三木里地区で開始いたしましたこういうそのイベントに伴うやっぱり手法もいろいろ生かしながら、やはり津波が来たときにどうやって逃げるのかということを知っていただくための皆さん方、そういうことをこぞってそういうことに参加していただきながら、防災訓練も含めながら、要するに避難訓練というような形の中で、もう参加型のそういうことを中井町区並びに矢浜地区でそういう形でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○南委員長 ただいまの説明で特にございませんか。

○小川委員 資料のところの3番目の交付金内容のところなんですけれども、市の負担分6分の1、括弧して有利な地方債を活用予定ってなっているんですけど、

これ、地方債使った場合、さらに70%は国が見てくれるということなんですか。

○大和防災危機管理課長 地方債の活用につきましては、現在、公共事業等債を考えておりまして、市負担分の9割を起債借入れすることができます。その9割のうち、後に50%が交付金ということで充てていただける、このような内容でございます。

○小川委員 その、今、言われたのは、6分の1から、さらにそれだけになるということなんですか。

○大和防災危機管理課長 そのとおりです。

○小川委員 ちょっと暗算できんものですから、その概算で大体どれぐらいになるんですか、市の負担は。

○大和防災危機管理課長 概算で市の負担は、1割未満になります。

○中村委員 この計画について、レベル1を想定しておられますか、レベル2を想定しておられますか。

○大和防災危機管理課長 レベル2、こちらで検討しております。

○南委員長 安心しました。

○中村委員 それでは、津波の駆け上がりについては、どういう認識をされますか。

○大和防災危機管理課長 駆け上がりにつきましては、国のガイドラインによりますと、その部分を2メートルから4メートル考慮してタワーの高さを検討するようになっておりますので、尾鷲湾では津波高11メートル、それに安全を考慮して、4メートルをプラスした高さ15メートルのフロア、このように考えております。

○中村委員 もともと尾鷲の津波高は17メートルやったんを11メートルまで下げていますよね。ほんで、これが、また今回の見直しで上がっていると思うんですけれども、このね、これ、3階建てとか4階建てですよね。3階建てや4階建てのところ、本当に人が津波が来たときに逃げられる高さ、安心して逃げられるのかということと、ここに上がって全員死ぬ確率というのは非常に高いと思うんですけれども、それをどのように考えて、これを設計されましたか。

○大和防災危機管理課長 まず、津波の高さにつきましては、尾鷲市の中で一番高いと予測されておりますのが早田で17メートルというふうになっておりまして、尾鷲湾では11メートルというようなことで、これをベースに検討しております。

そういった中で、基本的な避難の仕方につきましては、浸水域外へ避難をすること、これまでと同様、地域住民の方にも周知していて、その上で、逃げ遅

れた方や避難に時間のかかる方の最終的な緊急的な避難の場所ということで津波避難タワーの利用を検討いただく、このように今後も周知をしていきたいというふう
に考えております。

○中村委員 この前の逃げ地図でもそうなんですけれども、結構、橋を耐震化したりブロックをなくしたり、本当に空き地を横切って倒壊家屋というのをしていたら、結構ちゃんと逃げられるんですよ。

錦は、本当に近くの80人ぐらいの人のためだけに21メートルの避難タワーを造られています。21メートルから24メートルぐらいあったら、その逃げる価値はあると思うんですけれども、10メートルとか12メートルのその建物を、見積り5億、大幅に変更する可能性がある、大幅に変更しますよね。

和歌山でも、この前、計画5億で、建ったとき16億だったそうです。それぐらい、今、資材が高騰している中で、この本当に、3階建て、4階建てで、あと、死んだら想定外でしたって言えるんですか。

東北の震災を、今回、私たちは初めてダイレクトにテレビで見ました。駆け上がりが4メートルではないですよ。地面に沿って、そのまんま11メートルが駆け上がってきます。だから、内陸部の3階、4階建てのビルの上に船が乗っていました。皆さんも行かれて御覧になったと思うんですけれども、4階、5階のビルの上に船が乗っかるんですよ、でっかい船です。だから、駆け上がりが4メートルじゃないんですよ。12メートルの津波が来たら、12メートルの津波が、そのまま駆け上がるんです。ですから、本当に、東北行ってもう一回その映像を確認するとか、もう一回確認していただきたいんですけれども。国が出しているから、これで大丈夫とか、それやったら、もう反対に、造れへんほうがええと思うんですよ。この580人とか272人の人が、3階、4階に逃げて全員溺死したというのを見たくないと思うんですけれども。造るんやったら、錦みたいに21メートル以上、造られるべきやと思います。いかがですか。

○大和防災危機管理課長 津波の高さにつきましては、今、計画の基本としております尾鷲湾11メートル、これにつきましても、理論上最大クラスのを想定した、国において想定された津波でありますので、それ以上来ないとかは言い切れないというのは、実情、現状やとは思いますが、施設を整備するに当たって国から求められておる安全基準としてレベル2の地震津波をクリアする、そういったことがございますので、そのレベルに沿った整備が一番望ましいというふうには考えております。

○西川委員　　これ、避難困難者が矢浜で580人ってなっていますけど、もし、これ、市長が一生懸命頑張っておる都市公園、野球場だけで800人、もし最悪を想定して、防災道路が崩落、矢ノ川、中川の橋が崩落した場合に、逃げる人間、野球場だけで800人ですよ、もし最悪を想定してね。中村委員が言っておった跨線橋が崩落、矢ノ川と中川の橋も地震により崩落した場合に、皆さん、最短距離では逃げられなくなるから、避難困難者ですよ、都市公園に遊びに来ておった。野球場だけで800人ですよ。その人らが一斉に来たときに、これ、完全にオーバーステイじゃないですか。

○大和防災危機管理課長　　今回の矢浜保育園への避難タワーの整備につきましては、この580人の避難困難者、それにつきまして、住民を対象とした算定方法で行っております、そのようなことから、また、スポーツ振興ゾーンの安全検討につきましては、関係各課で鋭意行っておりますので、そういったことで御理解を願いたいんですが。

○西川委員　　できません。だって、逃げるところなかったら、みんな逃げてくるでしょう。それ、住民だけで580人を算定したんやったら、都市公園の人も算定すべきじゃないんですか、最悪を考えたら。

○大和防災危機管理課長　　都市公園の安全対策につきましては、先ほどと同じなんですけれども、また、関係各課で別途検討しておりますので、御理解願いたいと思います。

○西川委員　　あと、僕、これ、僕だけかも分からんけど、この中井町の中京銀行で、例えば港町のほうの人とか、逃げられますよね。これ、無理な要望か分からんけど、私は林町や朝日町の人が逆に中村山まで逃げ切れない人が逃げるのに、その真ん中ぐらいにも、場所的に難しいでしょうけど、あそこらが、矢浜は比較的道路が広いんですよ。そうだけど、朝日町、中井町と言ったら、家の倒壊で逃げられない人が出てくる可能性が多いでしょう、人口密度的に言うたら、この高齢化も考えて。

市長、どうですか。もう一つぐらい、林町の人が逃げるようなところ。

○加藤市長　　あくまでも避難場所で、特に今回の場合の中井町周辺の方々が非常に避難場所として避難タワーが必要じゃないかというような話は、これはもう8年ぐらいからシミュレーションはされていると。

それで、朝日町、林町というのは、まずは、あそこのところへ、N T Tのあそこのビルを避難場所としていますよね。あと、もう、そうすると、あそこのところと、

最初的时候には、いろいろ避難タワーを造るときにどうするのかということをやっ
ぱり原点に帰った中で平成27年のこういうシミュレーションというのが結果とし
て出ているんだから、それに近い形の中で、要するに、中京銀行尾鷲支店というの
をまず中心になって一つ造りましょうと。あと、いろんなところもあったんですけ
れども、要は、一部は、福祉保健センターとか、あるいは、N T Tの尾鷲ビルとか、
こういったところが避難場所になっているんですよ。もうそういった形の中で、
私は、朝日町とか林町の人たちというのは、そこへ逃げられる範囲じゃないかなと
思っておりますのです。特に、あの辺の中井町のあの辺の、昔で言う知古町とか新
川原町ですか、あの辺のところ非常に中井町は、その部分が避難タワーの整備
候補地として非常にふさわしいという結果を基にして、じゃ、ここを中心にして用
地について中京銀行といろいろ交渉しようじゃないかというような話でスタートし
ていますのでね、もう一つどうのこうのというのは……。今、避難場所として、い
ろんなビルを借りてビルを避難場所としているんですから、まず、今、ここで足り
ないのが中井町のあの辺りであるというようなことがもう結果としてシミュレーシ
ョンで出ていますので、まず、やっぱりそこをやっぱりやっていきたい。ほかの場
所については、N T Tなり福祉保健センター、こういったところになっていますの
で、こちらのほうをお勧めするような形でやっていきたいと思っております。

○西川委員　その考慮された当時、僕は議員じゃなかったもので、僕、単純にそ
う思っただけですけど、この前の台風で、お寺さんの木が倒れましたよね。という
ことは、同じことが、また想定されるんですよ。あそこのブロックが倒れたら、あ
の道が通れなければ、N T Tは行けないと。単に、希望通りを頑張って逃げるしか
ない、遠回りして。そういう逃げ道づくりを、1回、やってみたほうが、市長、また、
いいんじゃないですか。やりましょう、また。

○加藤市長　逃げ地図づくりですね。だから、いろんなことが想定されてね、こ
の前のは、橋梁がもし崩壊されたときにどうするのかというような話で。

だから、これ、話はあれなんですけど、この前の台風のあれについてもね、いろ
んなケースが考えられるんですよ。どこまでを一応入れながら、そういうことを
シミュレーションしていくかということも僕は大事だと思うんですよ。ただ、ま
ずは、やっぱり、この避難タワーとしてね、もうずっと、私、市長になる前から言
われていたんですよ、何で造らへんのやとって、というような話でね、やっ
とこ
ういう形で整備できるような内容ができてきましたのでね、これはまずやらなきや
ならないなど。

それで、あと、いろんなこの交付金、あるいは、この国からの補助金等々あれしますと、トータルで考えたら、総事業費の中の大体9割未満、8割9分か8割8分か何か知らないけど、それが要するに補助金であれして、尾鷲市の場合は1割ちょっとだけの負担だというような話ですので、これは、やっぱりまず、人の命をあれするためには絶対やるべきだということで、今回、一応、方向性だけは市政報告で出させていただいたということなんですけれども。

- 西川委員 多分、朝日町やとか林町の方は、N T Tのどこが入り口か、周知されていますか。これ、しつこいようですけど。N T Tへ行ったけど、どこから逃げるんやみたいな感じ。それは、住民、市民の方には周知されていますか。
- 大和防災危機管理課長 地域住民の方に、屋上まで避難できる、そういった訓練を時折行っておりますので、今後もまた行っていきたいというふうに思います。
- 南委員長 他にございませんか。
- 中村委員 今さっき、都市公園のことを考えていないと言われたということは、都市公園は、また別に、もう一個、非難タワーを造る予定ということですか。避難タワーをもう一つ造るということですか、800人のために。
- 加藤市長 まず、避難タワー云々というよりも、避難路をきちんと整備して、逃げられるような形をつくりましょうというのが都市公園の基本的な考え方です。
- 南委員長 また、その件については、教育委員会のほうでも具体的に予算審査の中でできると思いますので。
- 中村委員 せやけど、そっちは、それは、これは入っていないですよ、避難タワーについては。
- 南委員長 いや、避難タワーはないけれども、関連的な話でありますので、もうできたら、この場のほうでも。
- 中村委員 分かりました。それなら、違うところで。

中京銀行の、これ、鉄筋で造ってあって、すごいまた撤去費が莫大にかかるんやろうなと思うんですけれども、その付近に既に更地になったところは、ないんですか。

- 大和防災危機管理課長 中京銀行用地を検討するに当たりまして、付近の建物が建っていないような駐車場のよう空き地のような場所も確認しておりますが、必要な広さ、一団の広さの土地というのが中京銀行でしたので、まずは中京銀行のほうに交渉に向かったというふうなところでございます。
- 中村委員 ということは、その撤去費用や買収費用というのは、この事業費の

中には入っていないということですね。

○大和防災危機管理課長 解体費用につきましても、国、県の補助金が対象となりまして、この金額、今、資料の2の建設に係る費用と示しておりますこの金額の中に、今、おっしゃられたような金額も含めて、この金額と見ております。

○南委員長 何、これ、用買も入っておるの、みんな、その事業費の中へ。中京の用地買収から撤去費用から全て入った予算なの、これ。

○大和防災危機管理課長 失礼しました。中京銀行の、今、交渉中の金額については、この金額に含まれておりません。

(発言する者あり)

○大和防災危機管理課長 何度も失礼しました。今、お示ししている金額の中には、中京銀行の交渉しておる金額、買収するに必要な金額も見込んで、この金額としております。

○加藤市長 だから、分かるでしょう、全部の事業費の中で、全部、含んでいるんです。しかし、用地買収については、交付金の対象外です。だから、要するに、その金額を引いた、全部の中から交付金、要するに用地の分だけ引いた分の大体9割弱が、国、県からの補助になります。だから、尾鷲市としては1割ちょいの費用で済むし、それに、用地買収が幾らかというのをプラスするという、これが、要するに、尾鷲市の負担額でございます。

○南委員長 用地代だけ入っていないのね、そうすると。分かりました。

また、この津波タワーの建設場所についても当委員会としてもぜひとも視察する必要があると思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。ありがとう。以上です。

ちょっと、ここで10分休憩します。

(休憩 午後 2時08分)

(再開 午後 2時16分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、教育委員会に入ってくださいました。

付託議案の42号、まず、学校教育費のほうから願いをいたします。

○田中教育長 教育委員会でございます。よろしく願いいたします。

本日は、議案第42号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決についてのうち、教育委員会に係る分につきまして担当課長より説明いたさせますの

で、よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○柳田教育総務課長 教育総務課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第42号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち、教育総務課に係る説明をさせていただきます。

補正予算書26ページ、27ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費40万3,000円の増額は、教育一般事務局費の10節需用費、修繕料は、台風7号の影響により被害を受けた学校施設等の修繕に係る補正です。詳細につきましては、後ほど委員会資料をもちまして、費目ごとに一括して説明をさしあげます。

同じく、9款2項小学校費、1目学校管理費25万2,000円の増額の内訳は、小学校学校管理費の10節需用費、燃料費164万円の増額で、尾鷲市学校給食センター等に係るガス代の増額で、燃料費の高騰等によるものでございます。

次に、小学校学校給食事業の10節需用費、消耗品費64万円は、同じく、センターで利用するヘアキャップなど、衛生品関連消耗品の購入に係る増額でございます。

次に、小学校施設整備事業の10節需用費、修繕料24万9,000円は、台風7号関連ですので、後ほど一括して説明いたします。

同じく、9款3項中学校費、1目学校管理費19万8,000円の増額の内訳は、中学校学校管理費の10節需用費、消耗品費15万9,000円で、福祉保健課が補正予算の説明で御紹介さしあげましたみえ子ども・子育て応援総合補助金を活用し、尾鷲中学校への防災ヘルメットの購入費用でございます。

なお、補助金は、事業費の3分の2を予定しております。

次に、中学校施設整備事業の10節需用費、修繕料38万7,000円は、台風7号関連です。

それでは、台風7号の被害への対応に関しまして、教育委員会の資料をもちまして、一括説明させていただきます。通知します。

今回の台風は、本市でも最大瞬間風速37.9メートルを観測するなど、学校関連施設においても、この風による被害が目立ちました。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の修繕料に関しましては、旧梶賀小学校教員住宅の屋根の破損、尾鷲中学校教員住宅のベランダ隔て板の破損、矢浜テニスコート西側フェンスが傾くなどの被害でございます。

2項小学校費、1目学校管理費では、旧九鬼小学校の講堂の屋根、尾鷲小学校3

階トイレの窓ガラスの破損、旧須賀利小学校玄関のドアガラスが破損したものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費におきましては、輪内中学校におきましては、テニスコートのフェンスの傾き、体育館の屋根の一部が破損、尾鷲中学校におきましては、窓ガラスの割れであったり体育館のたて樋が強風で倒れるなどの被害が生じました。

台風7号関係の被害に関しましては、合計で103万7,300円となっております。

なお、今回の台風が夏休み期間中であったため、台風の通過後、各学校においては被害状況の確認をいたさせましたが、その後、一次確認の際には発見できなかったような電気系統の破損が後日判明したのもございます。それら被害の状況等に関しましては、今後、予算も含め取りまとめをし、後日、議会等で御報告さしあげることとなりますので、よろしくお願いたします。

教育総務課に係る補正第5号の説明は以上です。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いたします。

○南委員長 教育総務課の説明は以上でございます。

特に、御質疑のある方、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、次に、社会教育のほうの説明をお願いいたします。

○平山生涯学習課長 では、議案第42号、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決についてのうち、生涯学習課に関する予算について、補正予算書及び資料に基づき御説明いたします。

予算書の12、13ページを御覧ください。

歳入では、14款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金4,000万円の増額は、1節教育費補助金の増額で、多目的スポーツフィールド整備事業に係る社会資本整備総合交付金4,000万円の増額でございます。

次ページを御覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、2目教育費寄附金5万円の増額は、2節の社会教育費寄附金の増額で、市立図書館の図書の実践のためにという趣旨で匿名で御寄附を採納させていただきましたので、今回、図書館寄附金として5万円を計上するものであります。

次ページを御覧ください。

こちらの21節市債の2目多目的スポーツフィールド整備事業債4,100万円につきましては、財政課より説明がございましたので割愛させていただきます。

次に、予算書の26、27ページを御覧ください。

9款教育費、4項社会教育費、2目公民館費127万6,000円の増額は、細目公民館管理経費127万6,000円の増額で、13節使用料及び賃借料127万6,000円の増額は、中央公民館2階図書館の空調機故障に伴う冷暖房機器借上料でございます。内容につきましては、資料にて御説明いたします。

行政常任委員会資料の1ページを御覧ください。

こちらは、資料1、尾鷲市立図書館冷暖房機器借上料についてであります。

こちらは、中央公民館2階、図書館系統の空調機が7月に故障いたしまして、気温が上昇している中で緊急に対応する必要がございましたので、既決予算のほうを流用させていただき、据置型の冷暖房機器をリース契約にて設置いたしました。

故障の内容につきましては、室外機コンプレッサー1台と室内機4か所の膨張弁の故障で、修繕費が高額になることや部品確保がなかなか古い機械ですので難しいこと、また、昨年度も図書館系統の空調設備が故障し、これまでも修繕対応を繰り返していることなどがございまして、また、今後、図書館の空調設備につきましては、中央公民館の耐震補強工事等を予定しており、あわせて、有利な市債等を活用した更新を計画していることから、今回、据置型の冷暖房機器をリースすることにいたしました。

対応内容といたしましては、緊急的な対応かつ冬季の暖房の必要性を考慮し、冷暖房の機能を有する据置型の空調設備、6馬力のものを2台設置することとし、数日間で設置が可能である事業者と7月14日に契約を締結いたしまして、7月17日に設置を完了いたしました。

設置場所につきましては、図面の一般閲覧室、児童閲覧室の赤色で示す箇所に設置し、複数か所に冷気を攪拌するためサーキュレーター等を設置しております。

図面右の写真は、設置した冷暖房機器でございます。

使用料及び賃借料の内訳としましては、月額15万9,500円の8か月分として127万6,000円、契約先は、下記記載のとおりであります。

それでは、予算書26、27ページにお戻りください。

9款教育費、4項社会教育費、4目図書館費5万円の増額は、細目図書館管理運営費5万円の増額で、17節備品購入費の増額でございます。こちらは、先ほど御

説明いたしました市立図書館の図書充実のために御寄附を採納させていただきましたので、今回、図書購入のための備品購入費5万円を補正するものであります。

次ページを御覧ください。

9款教育費、5項保健体育費、2目運動場管理費8,107万5,000円の増額のうち、10節需用費7万5,000円の増額は、細目運動場維持管理経費7万5,000円の増額で、こちらは、台風7号により被害のあった市営グラウンドの各電線の修繕料として7万5,000円を計上するものです。

次に、14節工事請負費8,100万円の増額は、細目多目的スポーツフィールド整備事業8,100万円の増額で、国市浜公園整備に係る野球場の敷地の造成工事の工事請負費の増額でございます。こちらの内容につきましては、担当主幹より資料にて説明いたします。

○中世古生涯学習課主幹兼係長 資料2ページを御覧ください。

国市浜公園野球場造成工事について御説明いたします。

令和4年度より、国市浜公園整備に伴う測量、基本設計、実施設計を実施しており、公園全体のレイアウト図、造成、排水計画、野球場詳細設計について完了いたしました。

国市浜公園の整備に向けて、令和5年度に野球場を中心とした部分の造成工事を行います。

工事概要は、造成面積5ヘクタール、掘削工3万8,300リューベ、盛土工3万5,100リューベ、法面整形工1,050平米、側溝工、管渠工、集水樹工、マンホール工等を施工いたします。

工期は、令和5年10月下旬から令和6年3月下旬までを予定しております。

事業費は、工事請負費8,100万円、財源内訳は、国庫補助金、社会資本整備総合交付金より4,000万円、その他特定財源、多目的スポーツフィールド整備事業債4,100万円となります。

次ページを御覧ください。

こちらは、造成平面図となります。

今回、造成する部分については、緑色に着色した範囲となります。

続きまして、次ページを御覧ください。

造成平面図に記載の測定ナンバー12とナンバー13の横断図となります。

この横断図では、現地盤は3.63メートルのところが一番低いところになっており、平均高で70センチ程度の盛土となります。

一番高いところは、大体、この横断図の真ん中のところに書いてある数字なんですけど、5.2メートルほどになります。

説明は以上でございます。

○平山生涯学習課長 予算書の28、29ページにお戻りください。

9款教育費、5項保健体育費、3目体育文化会館管理費5万円の増額は、細目体育文化会館維持関係事業費の5万円の増額で、こちらも台風7号により被害のあった体育文化会館の屋根部分の剝離した壁、破風というか壁の部分の修繕料として5万円を計上するものであります。

説明については以上となります。以上が生涯学習課、令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の説明でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 生涯学習課の付託議案の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言を願います。

○中村委員 この前もお聞きしたと思うんですけども、中部電力との正式な土地の契約書は手元にありますか。

○加藤市長 委員のほうからいろいろ御心配していただきまして、その辺のところは、今、中部電力とやっと煮詰まりまして、一応、契約書内容については、全部、内容については決定し、今、手続に入っているところです。

基本的には、今定例会の会期中に契約を交わす予定でございますが、私のほうから、要するに、9月の22日まで、22日には一応契約をしたいから、それまでの準備をやってくれということ強く要請しておりますので、一応、原則としては、今定例会中に契約を結ぶ予定でございますんですけども、もっと早めろという強い要請を行っておりますので、以上です。

○中村委員 きっとこの予算って、普通の一般の市民から言うたら、銀行の借入れと一緒に思うんですよ。まず、この予算を立ててください、融資これだけしてくださいというときに、家を建てたいけれども地主との契約書がないうちに、まず、お金貸してよという話というのは、これ、もうずっと言っていることですよ、今、今、今ですかという感じで、その予算を立ててください、認めてくださいって言う前に、まず契約書を出されることですよ。それが大前提で、そうやないと、この造成工事をするのに、普通、銀行、お金貸さないですよ。契約書がないのに、お金貸してくれません、普通の商ビジネスとしては。だから、市役所は特別ではないんですよ。これ、私らは、税金で、何ぼ10分の1はすごい優位なあれやって言っても、

必ず市債として借金が残るわけですよ。それが、どんな少ない借金でも積み積み増えていくわけなんです。だから、まず、一番最初の大事な整合性の、まず、契約書があるかどうかというところを準備されてから予算を出されるのが筋ではないかなと、まず、一番最初に思いますけれども、いかがでしょうか。

○下村副市長　契約が遅れておるのは大変申し訳ございませんが、都市計画決定されておる土地でございますので、その辺を御理解願いたいと思います。

○中村委員　都市計画は、契約書なしでもつくれるというんやったら、それはそうなんでしょう。だって、それは、お金に関係ないですからね。

でも、お金に関係ある、もしここが銀行の融資審査会やったら、100%蹴られますよね。それだけの話です。

○下村副市長　銀行でお借りするわけではございませんので。

○中村委員　市民感覚としては同じやって言っているんです。だって、契約書のないところに予算をつけろって言うこと自体が無理難題ですし、議会を軽視しておられませんか。まず書類をそろえてから予算を出してこられるというのが、執行部としての最低の礼儀でありルールじゃないんですか。

議長、どう思われます。

○南委員長　中村委員さんの御指摘が私もごもっともだと思います。

ただ、しかし、今、副市長のほうから、都市計画決定がされておるというのもあるんですけども、いずれにいたしましても、この平成30年から、おわせSEAモデル計画において、お互いに協定を結んで進んでいる事業であるということも一つ理解をしていただきたいのと、当然、議長も執行部のほうへ、その問題については特に厳しく申入れをしておりました。できる限り早い時期に契約をして議会のほうへ示してから予算つけるのが本意じゃないんですかというようなことは、私も同じ同感でございますので。

しかしながら、市長は、定例会、最終の議決までに契約を結んでいただくという言葉がありましたので、致し方ないのかなという思いで思っております。

一つの条件としたら、定例会中に契約を、定例会が終了するまでに契約を結んでいただくという前提で、この今回の委員会は審査をしています、その前提で。

○下村副市長　契約書の内容につきましては、既に双方合意されておりまして、あと、中部電力さんのほうの事務手続でございますので、市長が昨日のうちに担当部長さんのほうに直接電話していただき、市長、先ほど言いましたように、22日には契約できるようにというようなことを、かなりきつい調子でお話しされてお

ました。

○中村委員　あのね、きつく言おうが、きつく言うまいが、それは関係ないんですよ。書類として上がってくる……。役所って、書類主義やと思うんですけども、書類のないことで、口約束で、やってくれ、やってくれというのを受けるこの委員会も、どうかなって思う。それは受けられないとおっしゃっていただきたいです、私としては。だって、それやったら、22日に出てくるんやったら、それから話をしてください。そういうぐらい、きっと契約って大事なものであり、今まで、なぜこれがすつと行かなかったのかというところに大きな問題があると思うんですよ。ですから、これをそんなに簡単な軽々な問題として、いや、もう絶対大丈夫、やってくれるから、やってくれるからって言って、ずっとこれで話が進んできたんですけども、おかしいと思うことはやっぱりおかしいですので、そこは、委員会として、ちゃんと筋を通して行っていただきたいと思います。

○南委員長　委員会としては、もう中村委員のはごもっともですので、何回も繰り返しますが、定例会の最終日は9月の27日ということですので、先ほども市長が22日までには契約を結ぶという強いお言葉がありましたので、今回、それを大前提に審査をさせていただいておるのを御理解いただきたいと思います。あくまでも、議会の最終意思決定は本会議の採決で、27日の採決でございますので、最終の意思決定は。もし場合によったら、もしその契約ができないのであれば、その委員会の採決も別にずらしてもいいんですよ。やぶさかではございません、その考え方は。御理解を賜ります。

○中村委員　それは理解しました。

それでは、この抜本的な問題についてお伺いしたいんですけども、レベル2で計画されているということは何度もお聞きしたんですけども、液状化についてはどのようにお考えですか。

○塩津建設課長　液状化につきましては、以前の委員会のほうでも説明させていただきましたが、避難施設で生命、財産を守る公共施設、まず、堤防、橋梁等、そういうものに対してはレベル2地震動で検討すると。野球場と、そこに被災の際にとどまるような施設でないものについては、レベル1地震動によって検討するという御説明を前回さしあげました。そのとおりの考え方で現在も設計を進めております。

○中村委員　これ、集水桝、マンホール、そこが工事に入っているんですけども、液状化したらどうなるか理解した上で、これを出されたんですよ。

○塩津建設課長 液状化した際に、過去のほかの地震の例でも、マンホールが飛び上がったり飛び出したり、そういう状況が避難を阻害したりというのはありましたが、この国市浜公園の地質調査の結果もお示ししましたが、最大の変動で20センチから30センチ程度の地盤の変動があるということで、マンホール等の飛び出し等は、ないというふうに考えて設計しております。

以上です。

○中村委員 この、前回出ていた地質調査で、レベル2では、ほとんど間違いなく液状化するという数値が出ていて、おまけにN値の数値が極めて低いですよ、ここってね。それで、その20センチの、これ、マンホールの埋め込み深さが書かれていないので、マンホールが30センチあったら30センチしか浮き上がらへんというのは、それは正解やと思うんです。まだ図面を見ていないので、どういうその工法をされるのか分かりませんので言えませんが、この土砂、土砂というのか、この埋立ての、このまき厚というのか、これ、全部1メートルではないですよ。これ、一番薄いところ、何センチですか。

○塩津建設課長 一番薄いところ等の検討はしてありませんが、平均で70センチ程度の埋立ての高さということになっております。

○中村委員 今、その用意されている土砂の中の砕石とか転石というのは、その全部が30センチ以下であることは、どういうふうに確認されていますか。

○塩津建設課長 今、現地のほうにストックしています土砂につきましては、三重県さんのほうから河川のしゅんせつ土を頂いたもので、受入れの際に30センチ未満、粒径30センチ未満の転石ではない玉石までということで、もし今回の造成工事で土砂のほうを切り崩した際に大きな石が出た場合は盛土のほうには使用しないということで対応したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○西川委員 あの土砂で、しゅんせつ土、河川の土砂ですよ、あれで盛土するんですか。もう、あのためである土砂自体も砂の部分が雨で流出していますよね。その中のグリ石とかだったら、どうやって造成するんですか、あの土砂で。

○塩津建設課長 現在、土砂の状況等がかなり時間がたっておりますが、一応、基本的に盛土に使える土砂としてストックしておりますので、基準に沿って使っていきたいと考えております。

○西川委員 まさか、あれで仕上げじゃないですよ。もっと、その上に、20センチ前に締め固めた良質土、礫質土を、また使うんですか。RCか、砕石、また買うんですか。

○塩津建設課長　今回の造成は、まず、この造成で終わりというわけではなくて、この上に、野球場なり公園施設なりを、また造っていくという形の造成の基準となる面の造成でございますので、よろしく申し上げます。

○西川委員　基準となる土砂が河川の掘削土で、それじゃ、もう締まりようがないですよ。何か土壌改良剤でも入れるのであれば理解できるんですけど、70センチじゃ、それもできませんよね。それで、それをベースに、その上に、また仕上げの土って必要ですよ。それは、大体、またこの一緒ぐらいの金額になるんですか。

○塩津建設課長　野球場の本体工事等は、また6年度以降になりますので、現在、まだ設計のほうきっちり固まっておられませんので、その際には、その辺も考慮して対応させていただきたいと考えております。

○中村委員　この基本設計、詳細設計、それから、国市浜公園整備に伴う測量、基本設計、実施設計は、令和5年3月31日までって、これ、完了しているんですよ。これ、今から野球場の設計って、一体どういうことですか。これ、8,000万かけて、全て含んで、もうこの実施設計というのは、その設計図面で物ができるといふ実施設計ですよ。違いましたかしら。

○塩津建設課長　まず、今回の業務委託について、繰越しをさせていただいております。

今、設計につきましては実施設計ですので、実際に工事にかかれるまでの図面等の設計となりますので、おっしゃるとおりでございます。

○中村委員　その繰越しについての説明、ごめんなさい、聞き忘れたんですけど、いつしていただきましたっけ。

○平山生涯学習課長　本委託事業の繰越しにつきましては、3月の定例会のほうで報告させていただいておりますとともに、さきに開催していただきました行政常任委員会、8月2日の中でも、その工程の中でも、繰越しと工期延長等について御説明させていただいております。

○中村委員　すみません、いつまでの延長になっていましたか。聞き忘れていました。

○加藤市長　この際の説明は、ちょっと読みますね、読んだことをそのままね。

まず、現在、進めております国市浜公園整備に伴う測量、基本設計、実施設計業務につきましては、令和4年3月31日開催の令和4年第2回臨時会で1億2,100万円をお認めいただき、令和4年12月9日、令和5年2月8日、行政常任委

員会において地質調査の状況等について報告をさせていただきながら、現在、令和5年第1回定例会において7,642万6,000円の繰越しをした上で、10月7日を工期として取組を進めているところでありますという報告は、これは、私じやなしに、生涯学習課長かな、そのメモが私には残っております。

○中村委員　それって、この入札結果の、令和4年9月の7,572万落札が、令和5年3月31日までですよ。それが、今、おっしゃっていただいたのは、今のその入札金額ですよ。

○加藤市長　まず、この整備計画の測量、基本設計、実施設計業務については、令和4年3月31日開催の第2回臨時会で1億2,100万円をお認めいただいたんですね。それをずっとやってきたんだけど、令和5年第1回定例会において7,642万6,000円、これを繰越しした上で、この令和5年10月7日を工期として取組を進めているところです。これを、いつだったっけ、令和5年のときに、令和5年の第1回かな、そのときに、報告、了解、お認めをいただいたというところ。

○中村委員　ということは、これは増額して工期延長されているということですね。

○南委員長　いや、今、市長が言うたように、第1回の定例会で繰越しをしたんですよ、今、言うた、市長が、7,645万。それ、8月2日の行政常任委員会で報告をいただいております、その報告で、10月7日の工期ということでね。今、市長の言ったので間違いありません。間違いありません。この多目的のあれについては、市長の答弁したことが正しいです。繰越しで七千何がしかをしたのは。工期が10月7日ということで、これ、結果的には、もうほぼ、もう成果品としては出ておられるんですか、もう。それだけちょっと。

○塩津建設課長　ほぼ出来上がっております。

○中村委員　それでは、ほぼほぼ出来上がっているということは、今、言われた避難路のその液状化についての地質の改良とか、その地盤改良についての設計も値段も出ているということですね。

○塩津建設課長　公園内の避難ルートは液状化対策でよろしいでしょうか。

○中村委員　はい。

○塩津建設課長　一応、避難路として設定するルートに関しましては、平板ブロックのうち、平板ブロックを連結して、地盤等の隆起があっても、その平板ブロックでした補接部分は下がらないような製品がございますので、そちらを使いまして、

液状化が起こり地盤に隆起、沈下等があっても避難に対しての影響がないような工法で考えております。

以上です。

○中村委員　野球場が液状化して、ぼこぼこになって、その避難路まで行くのが大変で、そこはまた段差ができていて、それが乗り越えられるかというところもちゃんと勘案していただいて、こっちは、野球場やから液状化は勘案せえへん、避難路は連結して上が1枚やから……。いや、液状化って、そんなもんじゃないと思うんですけども。すごい設計で、すごい根拠やなと思うんですけども。それで、本当に避難ができるのかというのを、もうちょっと本当に危機管理として真剣に考えていただきたいなと思って、これ、800人の人たちが、ここで入って出ていけるかどうか。すごく細切れで、一つ一つ、これは分かりません、あれは分かりません、次に幾らかかるか分かりませんって言って、結局出来上がるまでに幾らかかるんですかという、16億5,000万で本当にできるんですかというのと、最初は、この仮橋が正式な入り口とされていて、これ、仮設の橋ですよって言ったら、今度、いや、この交差点に入るところを正式な橋梁を架ける。今度、それについての測量するのに地質調査もない測量をして、一般質問でも言わせていただいたんですけども、橋梁の設計時じゃなくて、計画時に地質調査が必要なんですよ。それも入っていないくて、場所を決めてからの地質調査なんて、本来、あり得ないんですよ。全てがそうなんですけれども、この基本設計と測量と実施設計を大体同じコンサルに出すこと自体が、もうおかしいですし、一番最初に、基本設計の前に地質を調べやなあかんのですよ。常に後手後手後手後手で、逃げる方法、避難タワーは要らないとおっしゃいましたけれども……。要らないんじゃないか、考えていないとおっしゃいましたけれども、これが供用開始されるまでに跨線橋が本当に耐震化されるのかというところまでちゃんと考えてからこれを造っていただきたいなと。先に先に造って、契約書もないまま造って行って、お金だけかけてというのは、あまりにもずさんな設計やと思うんですけども、もうちょっと整合性の取れた市民に説明できるものをつくっていただきたいと思います。

○加藤市長　中村委員は、その辺の建築、土木については非常に専門的な話でございますので、いろいろちょっと私も認識を持つのは、もう知識を持つって当たり前なんですよね。その辺のお答えをするために、要するに、今、考えている本市として、尾鷲市として、どういう形できちんとやるのかということについては、きちんと建設課長より説明いたさせます。

○塩津建設課長　　まず、お話がありました、その計画段階で地質調査をというお話ですが、今回の業務委託につきましては、まず、概略検討業務でございます。一応、道路橋の示方書のV、耐震設計編のほうに書かれたことを前回おっしゃられたと思うんですが、架橋位置と形式の選択における耐震設計上考慮する事項というのがございまして、まず、津波や斜面崩壊、断層変位に対しては、これらの影響を受けないよう架橋位置または形式の選定を行うことを標準とするとございます。やむを得ず、これらの影響を受ける架橋位置、また、橋の形式となる場合には、こういうものの影響を受けないような構造とすること、地域の防災計画とも整合するような対策を講じなければならないとなっておりますので、今回の概略検討業務で橋梁の位置が決まりましたら、予備調査等の調査を行って、その中で地質調査等も行うことになるかと考えております。

○中村委員　　道路橋示方書によれば、計画時に地質調査、気象、その他を調べなさいって書いてありますよね。その今、言われたことも書いてあります。でも、場所が決まってからの地質調査は、普通にはあり得ません。なぜなら、どっちのほうが、N値が高い、要するに、支持力が高いのか分からないときは、二つとも地質調査をして、硬いほうへ行くんですよ。ですから、場所を決めて、決め打ちで、その地質調査をして、すごい深いところまで基礎を打たなあかのやったら、ちょっとずれて基礎が短いほうが安くつくわけですよ。だから、候補地を地質調査するんです、先に。ですから、設計時じゃなくて計画時に、気象、要するに、水流量調査ですよ。水流量調査も気象です。雨がどれだけ降って、どれだけ面積で、どれだけ水量が流れるかというのも大事ですけども、津波高も大事で、その津波の予想高の最大津波高を橋梁の下場にするのが普通やとも書いてあります。できないときは、津波に流されないような工法をちゃんと考えて施工してねって書いてあります。ですから、基本のところ、間違わんとってください。設計図書のための地質調査ではありません。計画の時点での地質調査です。

○南委員長　　建設課長、以前、地質調査の結果を委員会でも説明を受けたと思うんですよ、たしか。その地質調査の結果を見て、今回のこの絵を描かれておるんですよ、そこら辺のところを、あんたらもしっかりとした答弁で答えてもらわんことにはさ、何か曖昧な形で議論せんなんようなあれやものでさ。地質調査の結果を基にできた図面やと、平面図やと思っておるもんで、僕はね。そこら辺は、もっとちょっと分かりやすく自信を持った答弁をしていただかな。

○塩津建設課長　　地質調査につきましては、公園のほうの内部です。6か所した

地質調査につきましては、野球場とか各施設を造るためのボーリング調査で、また、今回、橋を架ける場合には、実際、中村委員が計画段階とおっしゃられましたが、計画というのは、まず、位置だけではなく、橋梁の下部工なり上部工の形式の選定も計画のうちで、それらを決定するためにボーリング調査等はまた必要になってくると思われますので、今後の設計前の計画で調査のほうは行っていきたいと考えております。

以上です。

○中村委員 いや、そうやから、何回お金をかけるんですかという話なんですよ。ほんで、本来、この基本設計のときに、全ての避難路との整合性を取りなさいとも書かれているので、全て、グランドデザインとして1億8,000万とかかけてしてもらわないんですけれども、流量調査と逃げる方式だけを考えるのにコンサルに出して、また、それについて、次、地質調査を出して、一体、何回出して何回お金をかけるんですか。この今回のこれでもそうですけれども、一体、最終、ここにかかるお金が本当に16億5,000万で、この芝生公園までが出来上がるんですか。

○塩津建設課長 全体的に幾らかかるかというのは、まだ設計等は終わりかかっておりますが、積算等を含めて金額のほうはこれから明らかになっていくと思われまますので、現時点で幾らというふうには断言は避けさせていただきます。

○中村委員 実施設計には、予算も出てくるはずですよ。

○塩津建設課長 あくまでも概算の金額としては出てくると考えられます。

○中村委員 概算で出てくるのは基本設計であって、実施設計、詳細設計というのは、それこそドラム缶が何本というのまで出てくるのが実施設計やないと仕事できないんですよ。ドラム缶が何本で、側溝が何メートルで、何がどんだけやというのが出たら金額というのは自動的に出てくるんですよ。だから概算じゃないです。それから、これが16億5,000万でできるんですかって聞いて、これが10月の15日までがあれば、もうすぐ出来上がって、ほとんど分かっているというのやったら、そのときにお伺いします。

○南委員長 中村委員が言われるように、確かに前回の繰越明許したものの中には、測量、基本設計、実施設計まで入っています、当然として。その中で中村委員さんは、前回の委員会で指摘されたように、この避難橋を造るのはなぜその中に入っていなかったのって厳しく指摘されたのも事実でございますので、実施設計がほぼできておるということで答弁がありましたでしょう。ほとんど成果品が、もうで

きているということでございますので。結果的には、今回の提示されているのが成果品の中の平面図でしょう、これ。そうでしょう。もっと自信持って答えてもらわなあかん。

○塩津建設課長　　また、今回の実施設計等終わりましたら、また、委員会のほうで、その辺、報告させていただきたいと考えています。

○加藤市長　　私が16億5,000万ということについて、要するに、多目的スポーツフィールドを全体的にどれぐらいの形でいくのかということ、16億5,000万という形で、これ、何年前かな、2年ぐらい前につくり上げたものを、一応、今は、それについてまだ精査はできていないことは事実です。多少なりとも物価高等々。それで、いろんな話の中で野球場をどうするのか。要するに、天然芝から、要は、それを変えると、天然芝から、今、人工芝に変えるとか、あるいは、皆さん方から、要するに要望のあるそういった照明灯をどうするのかということについては、まだ現在、その内容については、今、精査しているところでございますので、あくまでも、この16億5,000万というのは、16億5,000万で、一応、総事業費としてはこういう方向で進めようということが、たしか2年ぐらい前に一応報告した数字がまだ精査されていないのは事実でございますので、これは、きちんとやっぱり実施設計も10月7日で一応あれでございますので、そういうことも含めて、中身を精査しながら、金額というのはどこまで出せるか分かりませんが、ある程度のところは出していかなきゃならないなと思っています。

○仲委員　　この図面を見ると、2ページ目の色つきの図面で見ると、この色ついたところが管内視察でも説明を受けたように思うんですけど、盛土の高さが大体全体が平均をして70センチということで理解をすればよろしいですね。

○塩津建設課長　　平均で70センチということです。

○仲委員　　1ページのほうで計算すれば、大体、それ、出るんですけど。

それで、今、中電の敷地内に土砂が備え付けてありますね。あの量で今回の計画の盛土が量的にはやっぱり足りるということでよろしいですか。

○塩津建設課長　　今現在ストックしている土砂が約4万リューベほどで盛土が3万5,100ですので、足りるという形で計算しております。

○西川委員　　建設課長に問いますけど、盛土の定義って分かっていますよね。透水性のない良質土って1級土木のときに習いませんでしたか、盛土。砂質土では無理です。

○塩津建設課長　　透水性のないというのは、締め固められる土砂でなければなら

ないとは思いますが。

○西川委員　それを、たとえ70センチと言っても、あれ、礫でもね、ローラーで踏み固めれば透水性がなくなる、通常、岩くさりみたいな感じのものだったら理解はできるんですけど、あの土砂って、もともと築山を造るのにためておったやつでしょう、県から。川の砂利で締め固めなんて、これ、できませんよ、これ。中村委員、言っておる液状化、全然対応できませんよ。ちょっと、さっきから聞いておって基本を忘れているかなと思ったもので、あの土砂は使うべきではないと思います。

○塩津建設課長　一応、県から土砂を頂く段階では、築山なり都市公園内の盛土として使える土砂をということで頂いておりますので、建設課としては盛土として使えると考えて設計のほうを行っております。

○西川委員　長年、土木をやってきた者が、絶対無理だと思います。

○塩津建設課長　その辺も含めた設計となっておりますので、盛土として造成してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○中村委員　これ、これだけ駄目出しされて、ここで予算を通して、これ、賛成された委員、もし、ここ、ぐちゃぐちゃになったら補償してくださいね。もう本当に、これ、これだけ無理って、もう無理に重ねて、無理です、無理です、無理ですってここまで言われて、無理やということを、これだけ無理というのを言ってあげているのに、いや、これを通してくださいと言うというのは、もう本当に……。いや別に、本当にこれ、私、いや、業者やったら、おいしいからくださいって言いますよ。いや、そうやけど、私は議員ですので、市民の税金が幾ら使われるのか分かれへんけど、後で保守費に山ほどかかるようなもんに対してお金つけましようとは絶対よう言いませんので、それだけは。

○濱中委員　執行部、どなたでも結構ですけれども、今、無理やと言われておることがそうではないという説明をいただけないと、私らも判断がしかねますので、説明をお願いします。

○三鬼政策調整課長　御納得いける説明になるかどうか分かりませんが御説明申し上げます。

私、政策調整課長として、このSEAモデルのこの土地に対して、しゅんせつ土を県に頂くための交渉はさせていただきました。その中で、建設課とか環境課も含めて、市の中で、いろんな協議をしながら進めさせていただいております。

その中で、私たちは、当初、言われました築山、もしくは、野球場の整備、そう

いうところに県が融通していただけるしゅんせつ土を使わせていただきたくお願いをしました。その中で、どの地区のどういう砂礫も含めて、どういう状態のものが使えるのかというところ、十分協議をさせていただきました。近隣地域も含めて、工事があるたびに、どこの土は合格するのか、どこの例えば土砂が適しているのかというのも慎重に協議していただきながら、県にも責任を持って土壌調査も含めて、全てクリアしたものを中部電力へ運ばせていただきましたので、それが例えばできないというような状況にはないというふうに私たちは、県の担当者も含めて協議した上の土ですので、それは、自信を持ってということはちょっと私は言い切れませんが、そういう前提で検討も含めて協議をして、地元の方の理解も得て運ばせてもらった土ですので、それは有効に活用できるものと確信しております。

以上です。

○濱中委員　　ということは、県のほうには、どういった目的で、どういう場所に使うということを説明した上で使えるものを渡していただいたという理解でよろしいわけですね。

○三鬼政策調整課長　　はい、そういう前提でお話しをさせていただきましたし、県にもそういうふうな対応で答えていただいたものと考えております。

○中村委員　　それでは、その県のほうが出してくれたやつというのは、全て地歴というのか、どこでどの土質で出てきたかという検査書がありますので、ぜひ取っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私らの危惧やったら、それは、もうごめんなさいで、本当にいい土でしたねって言わせていただきます。そうやけど、西川委員も、見て、現場で見て、これは、しゅんせつ、河川のあれやったらあかんって言われているんであって、そうやから、どこから持ってきた土で、土のその質というのは、全部、出すときには分かっているとしますので。

○南委員長　　今の地歴については、当然、三重県から運んでもらった、出るでしょう、簡単に。

○三鬼政策調整課長　　三重県には記録が残っていると思いますので、対応したいと思います。

○南委員長　　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　他にないようでございますので、この多目的スポーツフィールドの造成工事の審査を終了いたしたいと思います。

教育委員会の、その他の2本、報告事項があるんですけども、簡単に説明をお願いいたします。

○柳田教育総務課長 それでは、教育総務課のほうから、2点ほど御報告のほうさせていただきます。

まず、1点目、全国学力・学習状況調査の結果と今後の取組につきまして、担当の調整監より御説明さしあげます。

○高田教育総務課調整監 資料2ページを御覧ください。

本調査は、4月18日に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施され、その結果が7月末に公表されました。結果を基に、本市における児童・生徒の学力の定着状況、学習状況、生活習慣等の分析結果と今後の取組について資料のとおりまとめましたので、主なところを抜粋して御報告させていただきます。

1、調査概要です。

調査対象は、小学校6年生115人、中学校3年生117人です。

児童・生徒に対する調査は、教科に関する調査及び質問紙調査の2種類がございます。

教科に関する調査については、国語と算数または数学、中学校のみ英語が加わっております。

質問紙調査は、学習意欲、学習方法、学習環境等に関する調査になっております。

3ページを御覧ください。

3、教科の調査結果概要です。

本市では、文部科学省から配布されている標準化得点換算ツールを使用して、その年の全国平均正答数を100とした場合の本市における得点状況を算出しています。

学力調査の問題は毎年異なり問題の難易度も異なることから、年度間の平均正答率による単純な比較はできません。そこで標準化得点で表すことにより、全国状況と経年で比較することができるようにしております。ただし、標準化得点では全国との差が分からない等の御指摘をいただいていることから、今回より、平均正答率も併せて公表させていただくこととしました。

表を御覧ください。

小学校では、令和5年、国語98、算数98、中学校では、国語99、数学99、英語98、英語の話すことに関しては101となりました。小学校では、どちらの教科も全国平均を下回っていますが、昨年度より全国との差が大きく改善しました。

平均正答率は国語 63%、問題数は 14 問ですので、平均して 8.8 問の正答ということになります。算数は 58%、問題数 15 で、平均正答数は 8.7 問です。

次に、中学校です。いずれの教科も全国平均を上回ることができませんでした。国語、数学については、昨年度に比べ、また、英語についても、3 年前と比較して全国との差が縮まっております。また、英語の話すことについては、今回、初めて結果が公表され、全国平均を上回ることができました。平均正答率は国語 68%、問題数は 15 問で、平均正答数は 10.2 問、数学は 50%、問題数 15 で平均正答数は 7.5 問です。英語は 40%、問題数は 17 で、平均正答数は 6.8 問となりました。

続いて、14 ページを御覧ください。通知します。

5 は、児童生徒質問紙の結果でございます。

小学校 59、中学校 72 の質問がありますが、そのうち、三重県の学力向上県民運動との関連項目の 17 問を取り上げ、令和元年度からの数値と県との比較を掲載しております。

14 ページは、小学校の質問紙の結果となります。

結果を見ると、全ての調査項目において改善が見られます。特に、調査項目 4、5、7 などの学習習慣に関することについては大きく上昇し、県との比較においても、県平均を大きく上回る結果が出ております。

また、2 や 12 の問いについても、昨年度に比べ大きく伸びております。

15 ページは、中学校の質問紙の結果となります。こちら、ほとんどの項目で前年度を上回っております。項目 4 の平日の学習時間については昨年度を下回りましたが、5、7 は大きく伸びており、学習習慣については改善傾向にあると思われま

す。また、小学校と同様に 2 や 12 の数値も大きく昨年度を上回り、県平均と比較しても高い数値となっております。

本市では昨年度、学力向上推進協議会を立ち上げ、学校、地域、保護者と連携して、子供の生活、学習習慣の改善に向けて取組を進めてまいりました。質問紙の結果を見ると、その成果が見え始めているように思われます。

次に、17 ページを御覧ください。

7 は、市教育委員会及び学校における今後の取組となります。

先ほども申し上げたように、昨年度は、子供の生活、学習習慣の改善に取り組むとともに、各学校においても課題分析を行い、子供たちが苦手としている課題に繰

り返し取り組ませるなどの取組を進めてきました。それらの成果が今年度調査で見られたことから、今後も引き続き、ここに示す八つの取組を基本とし、家庭や地域の協力を得ながら子供たちの学習習慣を確立させ、基礎学力の定着を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○柳田教育総務課長　　続きまして、令和4年度教育委員会の活動の点検評価報告につきましては議会への提出が義務づけされておりますので、この本委員会におきまして説明させていただきます。

担当課長より、説明いたさせます。なお、資料のほうを通知いたします。

○柳瀬教育総務課係長　　それでは、資料1ページを御覧ください。

下段の四角で囲っている部分となりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行について点検及び評価を行い、結果を議会に提出するとともに、公表しなければならないとされており、今回、皆様に御報告させていただくものです。

また、同条第2項には、点検、評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされており、第三者評価委員として、元紀北中学校教頭の川端裕也氏と社会教育委員長の湯浅祥司氏のお二人に評価をしていただいております。

2ページには、点検・評価の対象と、3、評価の判断基準について記載しております。点検・評価の対象は、教育委員会の主要施策についてであり、また、評価の判断基準につきましては、5段階の評価基準に基づき、達成状況、成果から総合評価を行っております。

3ページ、4ページには、尾鷲市教育ビジョン体系図及び施策体系図を記載しております。

5ページには、Ⅱ、事業評価としまして、令和4年度の主要施策である17の事業についての評価一覧表であります。教育長及び教育委員4名と第三者委員2名の計7名によりそれぞれ評価していただいて、総合評価を記載しております。

次の6ページから22ページまでは、評価対象である主要施策の成果及び実績報告書載せておりますが、こちらにつきましては、後日、行政常任委員会での決算報告の際に御説明いたします。

23ページを御覧ください。通知いたします。

教育委員会の活動状況としまして、教育委員の選任状況、教育委員会の開催状況

等を24ページまで記載しております。

25ページから34ページまでは、第三者評価として、先ほど申しあげました第三者評価委員による評価を、35ページから40ページまでは、教育委員による評価として、教育長及び教育委員からの評価を1事業ごとにまとめて記載しております。

なお、この教育委員会の活動の点検評価報告書につきましては、今後、市ホームページの掲載、各地区センターへの配布等により広く公表したいと考えております。

説明は以上でございます。

○柳田教育総務課長 以上をもちまして教育委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○南委員長 報告は以上なんですけれども、特に御意見のある方。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 教育委員会の審査を終了いたします。ありがとうございます。

10分間休憩します。

(休憩 午後 3時24分)

(再開 午後 3時33分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を開きます。

総合病院で最後の補正の議案審査となりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、総合病院、議案第45号、令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)の議決についての説明をお願いいたします。

○竹平総合病院事務長 尾鷲総合病院でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第45号、令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)の議決について、補正予算書及び予算説明書の内容について御説明をさせていただきます。

1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

第2条において、当初予算の第3条に定めた収益的支出につきましては、支出の部として、第1款病院事業費用、既決予定額44億7,181万円から37万7,000円を減額し、合計44億7,143万3,000円とするものでございます。内容といたしましては、説明書のほうで御説明をさせていただきます。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中において、資本的収入額が資本的支出額に

対し不足する額 2 億 3,324 万 1,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4 万 7,000 円、過年度分損益勘定留保資金 2 億 3,276 万 4,000 円で補填するものとするに改め資本的収入の予定額を補正するもので、収入の部として、第 1 款資本的収入、既決予定額 5 億 2 1 0 万 9,000 万円に 1 0 0 万円を増額し、合計 5 億 3 1 0 万 9,000 円とするものでございます。

第 4 条、予算第 5 条債務負担行為 1 件の追加は、診療材料及び薬品等の一括調達業務について期間を令和 6 年度から令和 8 年度までとし、限度額を 4,521 万円と定めるものでございます。後ほど資料にて御説明をさせていただきます。

次ページをお願いいたします。

第 5 条は、予算第 6 条企業債において附帯設備整備事業の限度額を 1 0 0 万円増額し 2,110 万円に改めるものでございます。

次に、3 ページを御覧ください。

これが令和 5 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 1 号）の説明書でございます。

収益的収入及び支出のうち、支出第 1 款病院事業費用、第 1 項医業費用、第 4 目減価償却費 8 万 7,000 円の減額は、器械備品減価償却費の確定によるものでございます。

第 2 項医業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 2 9 万円の減額は、病院債及び過疎債分の企業債利息の確定によるものでございます。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入第 1 款資本的収入、第 1 項企業債、第 1 目企業債 1 0 0 万円の増額は、電気設備更新工事において停電時に作動する自家発電設備の遮断機交換工事が起債対象事業として認められたため、附帯設備整備事業債を当初の予定より 1 0 0 万円増額するものでございます。

次に、4 ページを御覧ください。

補正後の令和 5 年度尾鷲市病院事業会計のキャッシュ・フロー計算書でございます。

これ、令和 5 年度の 1 年間の現金の増減を表すものでございますが、5 ページ下段の今年度末の資金残高は、企業債の支払利息 2 9 万円の減額と建設改良費の財源に充てる 1 0 0 万円の増額により 1 2 億 8,059 万 4,000 円となる見込みでございます。

次ページをお願いいたします。

令和 5 年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書でございます。

7 ページの下から 3 段目の当年度の純利益は 3 7 万 7,000 円を差引きした 3

億5,684万円の赤字となる見込みでございます。

次に、8ページから10ページには尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表、11ページと12ページには注記を記載しております。

以上が令和5年度の尾鷲市病院事業会計補正予算書（第1号）及び予算説明書の説明でございますが、引き続き、病院総務課長のほうから資料の説明をさせていただきます。

○高濱総合病院総務課長 それでは、令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の第4条に計上しております債務負担行為の材料等一括調達業務及び物品管理運營業務委託について、資料を使って説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

よろしいですか。

まず、目的ですが、当院で扱う約4,000種類ほどの医薬品と診療材料を購入、仕入れを委託するものでございます。

次に、現在の契約状況でございます。期間が令和3年度から今年度末の3か年となっております。契約金額は、3年総額で2,937万円となっております。

次に、委託を行うメリットについてでございます。

まず、材料費の削減であります。以前は先ほども述べましたように約4,000種類の医薬品や診療材料を見積りを各社に提出していただいて契約を行っていましたが、その際、物品の取扱い件数とか地理的要因もあって、尾鷲総合病院は割高で購入しておりました。そのため、一括調達を業者に委託することによって、その業者が持っている全国の納品価格のデータにより交渉してもらうことによって調達価格を抑えることができるということになります。

また、委託業者には発注システムの導入も条件にしておりますので、在庫管理や使用数により発注も自動で行うことができ、業務の負担軽減を図ることができるということになります。

次ページをお願いします。

次に、薬剤師の人員不足の対応でございます。

当院に薬剤師は正規職員4名で、そのうち、1名が育児休業中となっております。そのため、どうしても業務が回らないために、OBに無理やり頼んで会計年度任用職員として来てもらって何とかやりくりをしている状況でございます。

薬剤師に関しましては、五、六年募集を続けておりますが採用のない状況が続いており、そのため、少しでも負担軽減を図るために、この業者委託により、見積り

依頼、発注、納品、さらに、新薬の情報収集、価格の情報等を委託することによって、薬剤師の負担軽減も図れることになっております。

次に、今回の債務負担行為の内容でございます。

期間は、今回と同様に3年間で、限度額は3年総額で4,521万円を設定しております。

次に、委託料の内訳ですが、一つ目に物品管理システムの機器と使用料、二つ目に物品管理を行う人件費相当、三つ目に材料費削減のための卸業者との交渉や材料の切替えの提案、四つ目に償還価格の改定、定価の変更等の医事業務となっております。

材料等一括調達業務及び物品管理運營業務委託の説明は以上となります。

議案第45号、令和5年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）に係る尾鷲総合病院からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言を願います。

よろしいですか。

○仲委員 今回の、その債務負担行為ですけど、資料によると3年度から5年の3年間で2,937万。これ、契約額ですね。今回、4,521万の見積りという限度額ですけど、これ、大体1,600万ぐらい増えていますね。この理由は何でしょうか。

○高濱総合病院総務課長 今回の契約に限りましては、院内の中で従事する職員も、もう委託しようということで、2名ほどの委託を考えております。そのために年間500万、2名の人件費、年間500万の3年間で想定して上乗せしております。

○仲委員 3年間で4,500万かかるとしておると、大体、（聴取不能）が一千何百万かかるね、年間ね。今までの業務と比較して、委託をしなかった場合の金額的なメリットというのは、どういうふうに考えますか。

○高濱総合病院総務課長 ちょっと金額は、この薬品費と診療材料は、入院患者によって使用量が増えますので、比例したり増減します。ですので、金額はなかなか申しにくいんですが、導入前に医業収益に占めるこの薬品費と材料費が25%でした。それを20%に抑えていただいて、それが現在も継続しております。それが5%ほどが、我々は、我々にとって効果だと考えております。

○仲委員 あらかじめ、薬剤については、これとこれが必要というようなことは

病院のほうで把握されて、それを委託業者にお願いすると思うんですけど、時には、ドクターが発注されていないこの薬剤、機器を使いたいというような対応は、どういうふうにされていますか。

○高濱総合病院総務課長　その部分も、この委託業者のほうに、この薬品を扱えるかという交渉をしまして、扱えるならば扱っていただくと、扱えないのであればそのメーカーと直購入、卸業者ですけど、直購入を行っております、この業者を通さずに。

○南委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　1件だけ、構わんかいな。

今回、この1号補正で当年度の純損失は3億5,684万ということで計上されて、たしか当初でも3億5,000万余りの赤字計上をされておったと思うんやけれども、この医業外収益のコロナの分は、今回の補正では反映されていませんよね。

○竹平総合病院事務長　今回は反映させておりませんので、あくまでも、ここの医業、当年度の純損失の部分については、37万7,000の反映分だけとしております。一応、9月末までの各確定が決まりましたら、また改めて12月には補正として上げさせていただきたいと考えております。

○南委員長　大体どれぐらい入ってくる見込みあります、概算予算として。

○高濱総合病院総務課長　4、5、6を県のほうに、今、請求しておる額が4,000万ほどになります。

○南委員長　えっ……。

○高濱総合病院総務課長　4月、5月、6月分の3か月分を、今、県に申請している額が4,000万ほどになっております。

○南委員長　分かりました。

もうコロナの、ほいじゃ、9月で終わりでしょう、多分。

○高濱総合病院総務課長　その予定で今年度始まったんですが、先週、三重県から通知が届きまして、国のほうで何らか今年度までは続けるのではないかと。ただ、金額、内容等は一切示されておりませんので何とも言えませんが、何らかはあるのではないかとというメールだけが来ました。

○南委員長　期待せんならんな、それだったら、補助。

○濱中委員　それに関係するかと思うんですけども、最初の市政報告の中で病院の改革プラン、またさらに今年度中にとということでしたけれども、それは、詳細

決まった形で12月なのか、途中経過なのかということと、あと、今まで、最初は、総務省のほうからの、つくりなさいというような形で出てきておったんです。今回の改革プランは、独自のものというふうにして考えればよろしいですか。

○高濱総合病院総務課長　今回の経営強化プランという名称になっておるんですけど、これも総務省からつくりなさいという指示になっております。

スケジュールといたしましては、12月議会か閉会中、委員長がおる前でこういうことも申し上げにくいんですが、閉会中審査になるのか、素案をお示しして、そこに今まで病床数の削減、それが来年度から始めるのであれば当然条例改正も必要ですので、その病床数の条例改正においては3月議会になるのではないかと。ただ、その前提条件で、これは尾鷲市単独で決められませんので、国、県からいただいている許可病床数ですので、尾鷲市の条例だけでは決められません。ですので、今月下旬と11月に地域医療構想調整会議が開かれますので、その時点で、東紀州のベッド数を2025年を踏まえてどうしていこうかという話がありますので、その同意も得ての結果となります。

○濱中委員　その病床稼働率、利用率、その辺り、以前は何%を切ると指示という形に出てくるような話がありましたけれども、今もそれは、その形になっていませんか。

○高濱総合病院総務課長　稼働率じゃなく休止病床という名称を使うと、もうその取扱いを求められるという法律か規則にはなっているんですけど、三重県は、まだそれをしたことがありません。

ただ、そう、ほったらかしでその病床数を残すというのはよろしくないということにはなっております。

○濱中委員　ごめんなさい、何度も。

以前に比べると、本当に、その利用率、稼働率の辺りがね、数字が今までに見たことのないような形になっております。本当に、さっきの話じゃないけど、補助金のほうも、もうこの先、ほぼないであろうという中では、その辺りが、きっちりと詰められていく必要があるのかなというのは感じておりますので、その地域医療圏構想のほうでも、だけど、この地域が求める医療ということはしっかりと主張してもらった上で判断をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○南委員長　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　ないようですので、付託されております議案の審査は全て終了いた

しました。

明日は午前10時より決算審査に入りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(午後 3時49分 閉会)